

# 保団連海外技工物緊急調査結果報告書

## 目 次

- ◇ 調査目的 1 p
- ◇ 実施時期 1 p
- ◇ 調査対象・方法 1 p
- ◇ 回収数 1 p
- ◇ 調査結果の主な概要 2 p - 14 p
- ◇ 海外技工についての意見 14 p - 33 p
- ◇ 海外技工についての緊急調査（調査票） 34 p
- ◇ 「海外技工物は安全か？ 問われる無責任な厚労省の姿勢  
—海外技工問題の現状と対策」保団連理事 成田 博之  
35 p - 37 p
- ◇ 厚労省医政局歯科保健課長通知 平成17年9月8日  
医政歯発第0908001号  
「国外で作成された補てつ物等の取り扱いについて」  
38 p

2008年 9月

## ◇ 調査目的

わが国の歯科診療所における海外委託技工の実態と海外委託技工に関する意見把握を目的に実施。

## ◇ 実施時期

2008年 5月末～6月末

## ◇ 調査対象・方法

全国保険医団体加盟の保険医協会・医会の役員・会員宛「海外技工物についての緊急調査」票を送付。郵便または FAX で回収。

## ◇ 回収数

32都道府県保険医協会・医会（内訳：北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、埼玉、千葉、東京歯科、新潟、富山、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都歯科、大阪歯科、兵庫、奈良、鳥取、岡山、広島、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、宮崎）の役員、会員 2,072 人。

（註1）

本調査では、統計的精緻さよりも各地における実態把握を重視した。従って、全会員対象とした組織もあれば、役員の一部に留めた組織もあるなど対応は様々であった。

参考を示せば、2,072 人の回答数は、本会 6/1 付歯科開業医会員数（34,739 人）対比で 6%弱に該当する。

尚同回答数は、本会歯科診療所会員を母集団として実施した場合の信頼度 99%の調査に必要な標本数を大きく上回っている。

（註2）

枝設問に対する調査結果表欄では、欄外に、参考として「対全回答%」を示した。これは、全回答者 2,072 人に対しての回答割合を示した。

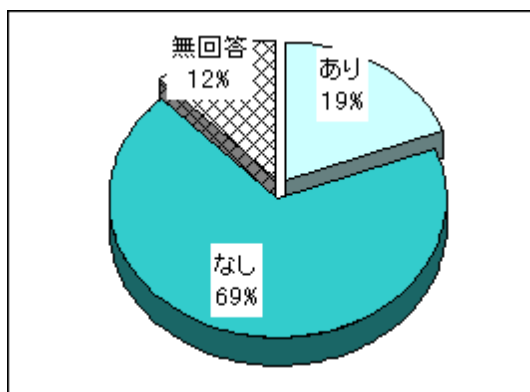
## ○ 本調査に関するお問い合わせは、

全国保険医団体連合会歯科担当事務局次長森（TEL03-3375-5120 FAX03-3375-1862 Email Add : [shigeru-mr@doc-net.or.jp](mailto:shigeru-mr@doc-net.or.jp)）までご連絡下さい。

## ◇ 調査結果の主な概要

### 1-1 技工士の有無

|     | 件数    | %     |
|-----|-------|-------|
| あり  | 397   | 19.2% |
| なし  | 1,420 | 68.5% |
| 無回答 | 255   | 12.3% |
| 計   | 2,072 |       |



(コメント)

上表のように、7割近くが「院内技工士」がいないと回答しており、院外技工が多数を占めることが分かった。

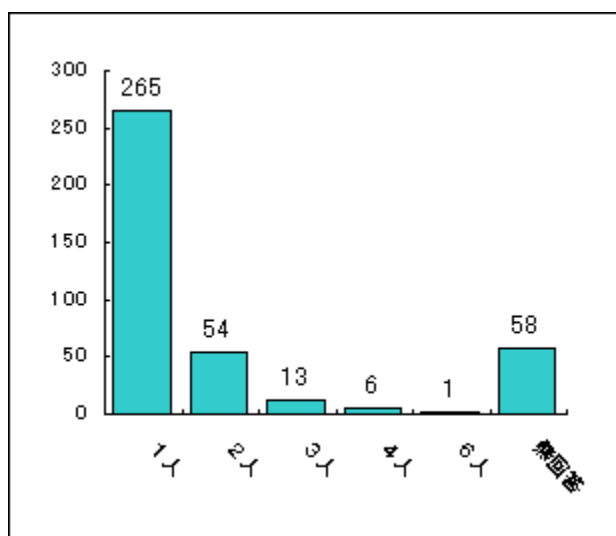
ちなみに平成19年6月に実施された中央社会保険医療協議会の「第16回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」の歯科診療所(集計2)第10表によれば、個人歯科診療所593施設に対して「歯科技工士あり」が95施設(16.0%)、「歯科技工士なし」が498施設(84.0%)である。

### 1-2 雇用技工士数

|     | 件数  | %     |
|-----|-----|-------|
| 1人  | 265 | 66.8% |
| 2人  | 54  | 13.6% |
| 3人  | 13  | 3.3%  |
| 4人  | 6   | 1.5%  |
| 6人  | 1   | 0.3%  |
| 無回答 | 58  | 14.6% |
| 計   | 397 |       |

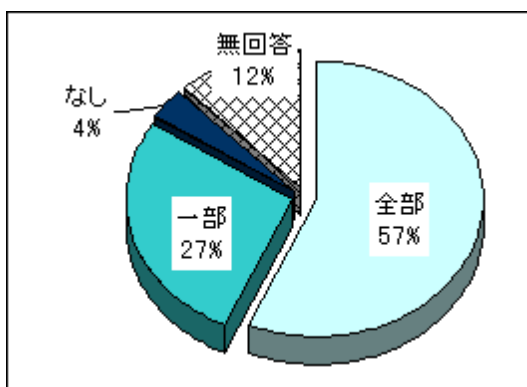
対全回  
答%

|     |       |
|-----|-------|
| 1人  | 12.8% |
| 2人  | 2.6%  |
| 3人  | 0.6%  |
| 4人  | 0.3%  |
| 6人  | 0.0%  |
| 無回答 | 2.8%  |
| 計   | 19.2% |



### 2 院外技工

|     | 件数    | %     |
|-----|-------|-------|
| 全部  | 1,177 | 56.8% |
| 一部  | 568   | 27.4% |
| なし  | 76    | 3.7%  |
| 無回答 | 251   | 12.1% |
| 計   | 2,072 |       |

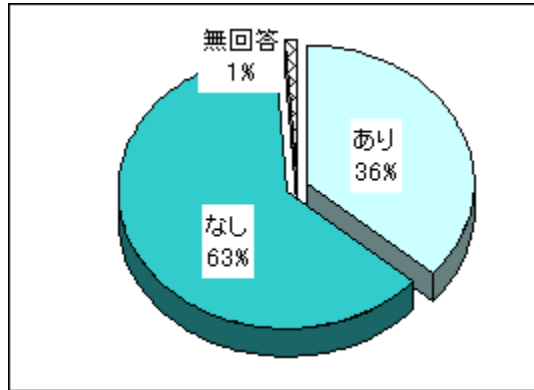


(コメント)

「全部」、「一部」あわせて回答者の84.2%が「院外技工」ありと回答している。ちなみに、先述の「第16回中医協医療経済実態調査報告」の歯科診療所(集計2表)の個人歯科診療所で「外注技工あり」との回答数・率は、561施設・94.6%である。

### 設問1) 海外技工物のチラシを見たことは

|     | 件数    | %     |
|-----|-------|-------|
| あり  | 754   | 36.4% |
| なし  | 1,297 | 62.6% |
| 無回答 | 21    | 1.0%  |
| 計   | 2,072 |       |

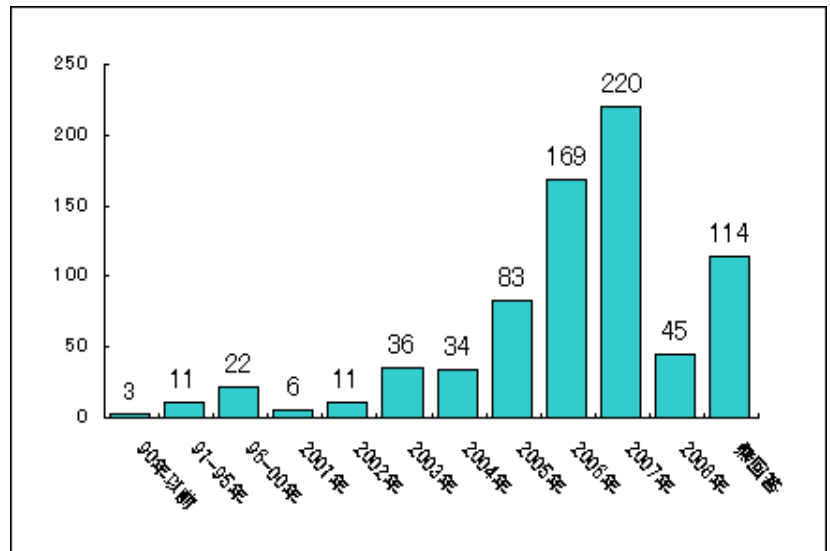


(コメント)

「あり」との回答が754人(36.4%)、「なし」との回答が1,297人(62.6%)であった。大都市と地方都市での差がないかどうか検分するため、「東京・大阪2組織の回答」(回答数315人)とそれ以外の29組織の回答に分けて比較したが、ほとんど差はなかった。

### 設問1) の(1) チラシを見た時期は

|        | 件数  | %     | 対全回答% |
|--------|-----|-------|-------|
| 90年以前  | 3   | 0.4%  | 0.1%  |
| 91-95年 | 11  | 1.5%  | 0.5%  |
| 96-00年 | 22  | 2.9%  | 1.1%  |
| 2001年  | 6   | 0.8%  | 0.3%  |
| 2002年  | 11  | 1.5%  | 0.5%  |
| 2003年  | 36  | 4.8%  | 1.7%  |
| 2004年  | 34  | 4.5%  | 1.6%  |
| 2005年  | 83  | 11.0% | 4.0%  |
| 2006年  | 169 | 22.4% | 8.2%  |
| 2007年  | 220 | 29.2% | 10.6% |
| ※2008年 | 45  | 6.0%  | 2.2%  |
| 無回答    | 114 | 15.1% | 5.5%  |
| 計      | 754 |       | 36.4% |



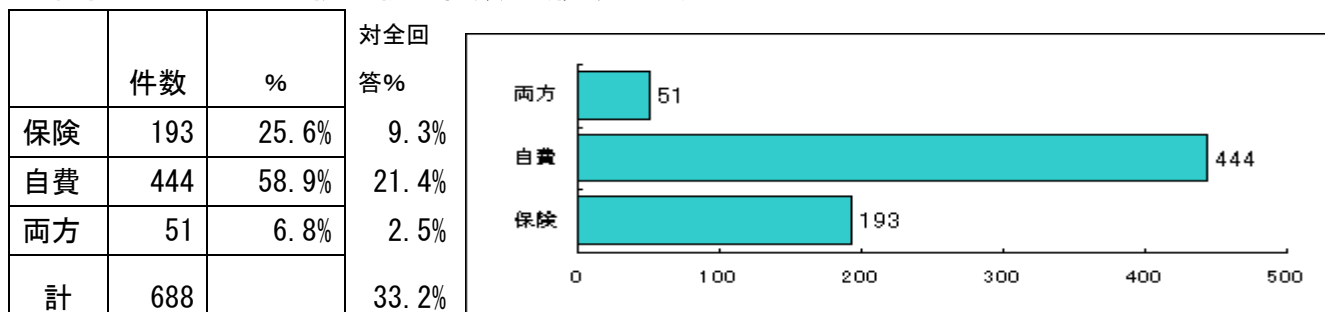
※2008年は、年途中の6月までの集計

(コメント)

「あり」との回答者に対して、その時期を聞いたところ、「2008年」は6%弱と少ない(これは年度

途中のためと推察される)ものの、「2005年」が11.0%、「2006年」が22.4%、「2007年」が29.2%と「2005年以降」との回答が増大している。厚労省が2005年9月8日に医政歯発第090801号「国外で作成された補てつ物等の取扱いについて」通達（「H17年通達」）を出した以降に増大している。

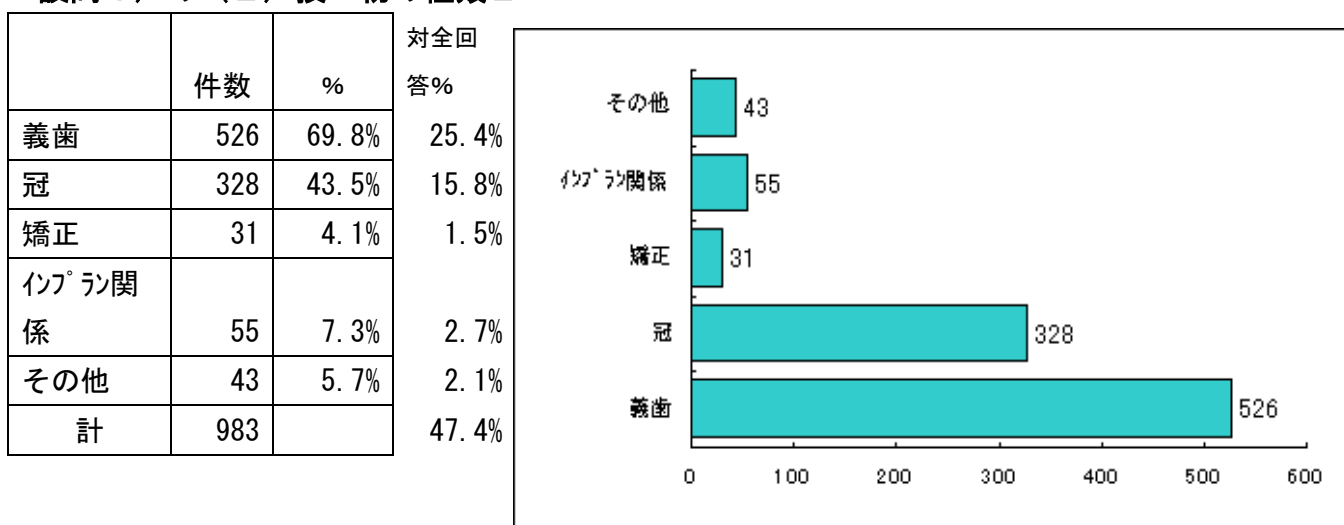
### 設問1)の(2)技工物の種類1(複数回答)



(コメント)

厚生労働省は、民主党大久保勉参議院議員の「国外で作成された歯科技工物の取扱いに関する質問主意書」(2006年10月6日) — 「国外作成物は、自費診療のみに使用を認めているのか、あるいは保険診療にも認めているのか」との質問— に対する政府答弁書(2006年10月17日)で、「お尋ねの国外作成補てつ物等については、老人保健法(昭和57年法律第80号)第6条第1項各号に掲げる医療保険各法による療養の給付又は同法による医療の対象となっていない。」と回答している。すなわち、厚労省は「海外委託技工」を公的医療保険給付では認めていない。しかしながら、本調査結果では、「保険」、「両方」含めて、3分の1弱32.4%(全体では11.8%)の歯科診療所が保険対象の海外委託技工斡旋のチラシを見たと答えている。自費と保険を区別して自費の海外技工を容認するという厚労省の矛盾した見解、「通知」さえ知らされていない問題がある。

### 設問1)の(2)技工物の種類2



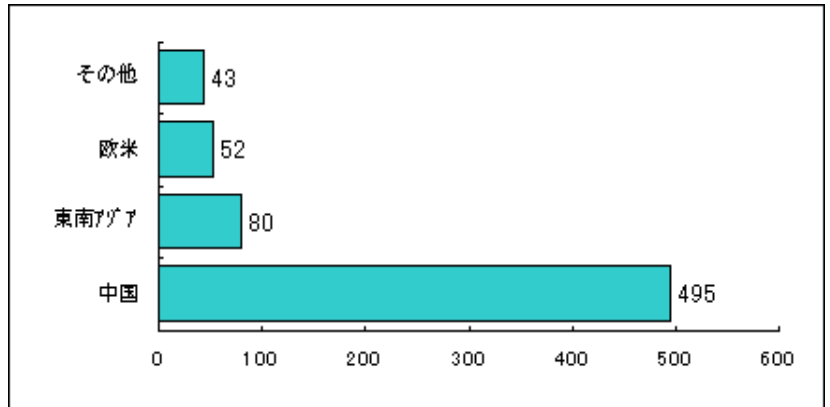
(コメント)

「海外委託技工物」の宣伝種類は、「義歯」がトップ、ついで「冠」、3番目に「インプラント関係」

の順である。技工の下請けを含めればメタルボンドや冠・ブリッジが増えるものと思われる。

### 設問1)の(3)委託案内国は

|       | 件数  | %     | 対全回答% |
|-------|-----|-------|-------|
| 中国    | 495 | 65.6% | 23.9% |
| 東南アジア | 80  | 10.6% | 3.9%  |
| 欧米    | 52  | 6.9%  | 2.5%  |
| その他   | 43  | 5.7%  | 2.1%  |
| 計     | 670 |       | 32.3% |



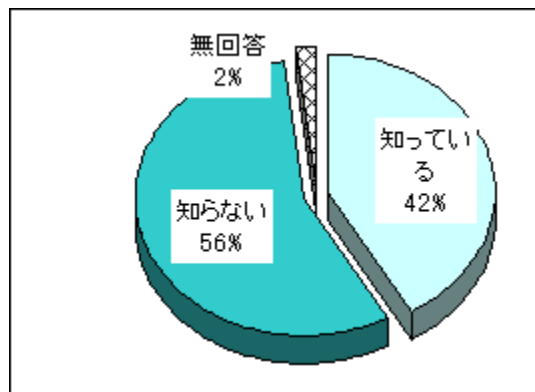
(コメント)

チラシに掲載されていた「海外技工物」の委託先は、圧倒的に「中国」が多く、ついで「東南アジア」となっている。

※アメリカやドイツ・スウェーデンなどの欧州諸国でも、技工物の委託先国は「中国」と報告されている。

### 設問2)海外技工物が下請けされているケースを知っているか

|       | 件数    | %     |
|-------|-------|-------|
| 知っている | 865   | 41.7% |
| 知らない  | 1,165 | 56.2% |
| 無回答   | 42    | 2.0%  |
| 計     | 2,072 |       |

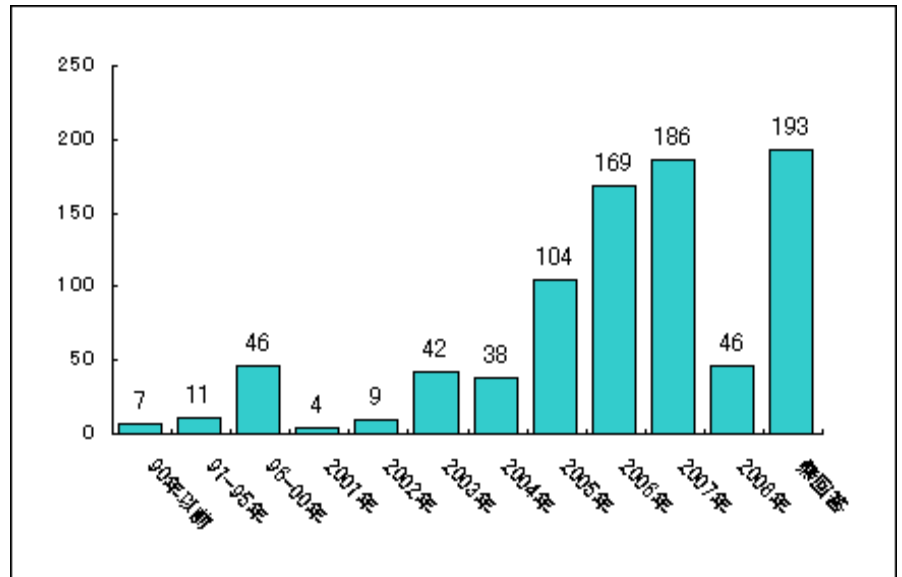


(コメント)

「知らない」との回答が過半数を上回っている。前問の結果とあわせて考えると、多くの歯科診療所は「海外委託のチラシを見たことはある」が、仲介業者を通しての委託技工がどのように行われているか把握していないというのが実態といえる。

### 設問2)の(1)「知った」時期は

|        | 件数  | %     | 対全回答% |
|--------|-----|-------|-------|
| 90年以前  | 7   | 0.8%  | 0.3%  |
| 91-95年 | 11  | 1.3%  | 0.5%  |
| 96-00年 | 46  | 5.4%  | 2.2%  |
| 2001年  | 4   | 0.5%  | 0.2%  |
| 2002年  | 9   | 1.1%  | 0.4%  |
| 2003年  | 42  | 4.9%  | 2.0%  |
| 2004年  | 38  | 4.4%  | 1.8%  |
| 2005年  | 104 | 12.2% | 5.0%  |
| 2006年  | 169 | 19.8% | 8.2%  |
| 2007年  | 186 | 21.8% | 9.0%  |
| ※2008年 | 46  | 5.4%  | 2.2%  |
| 無回答    | 193 | 22.6% | 9.3%  |
| 計      | 855 |       | 41.3% |



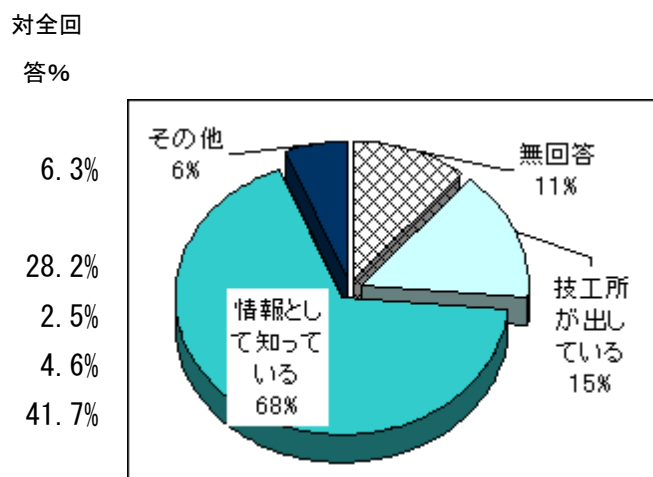
※2008年は、年途中の6月までの集計

(コメント)

「知っている」との回答者に、「いつごろ知ったか」を尋ねたところ、設問1の(1)「チラシ宣伝を見た時期」とほぼ同傾向の「2005年以降」に集中している。

### 設問2)の(2)知っている情報は

|            | 件数  | %     | 対全回答% |
|------------|-----|-------|-------|
| 技工所が出している  | 131 | 15.2% | 6.3%  |
| 情報として知っている | 584 | 67.7% | 28.2% |
| その他        | 52  | 6.0%  | 2.5%  |
| 無回答        | 96  | 11.1% | 4.6%  |
| 計          | 863 |       | 41.7% |

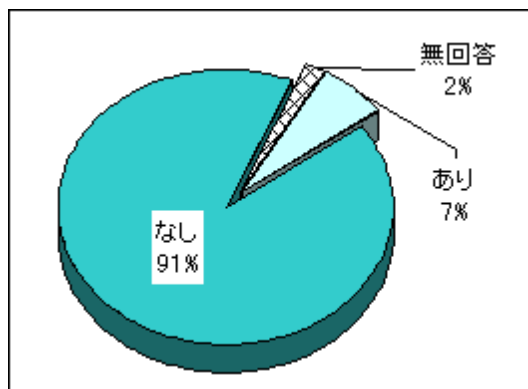


(コメント)

「下請けの実態を知っている」回答者にどのようなケースか尋ねたところ、「情報として知っている」との回答が67.7%と約7割を占め、「技工所が出している」との回答も15%程度である。

### 設問3) 海外に技工物を委託したことは

|     | 件数    | %     |
|-----|-------|-------|
| あり  | 138   | 6.7%  |
| なし  | 1,894 | 91.4% |
| 無回答 | 40    | 1.9%  |
| 計   | 2,072 |       |



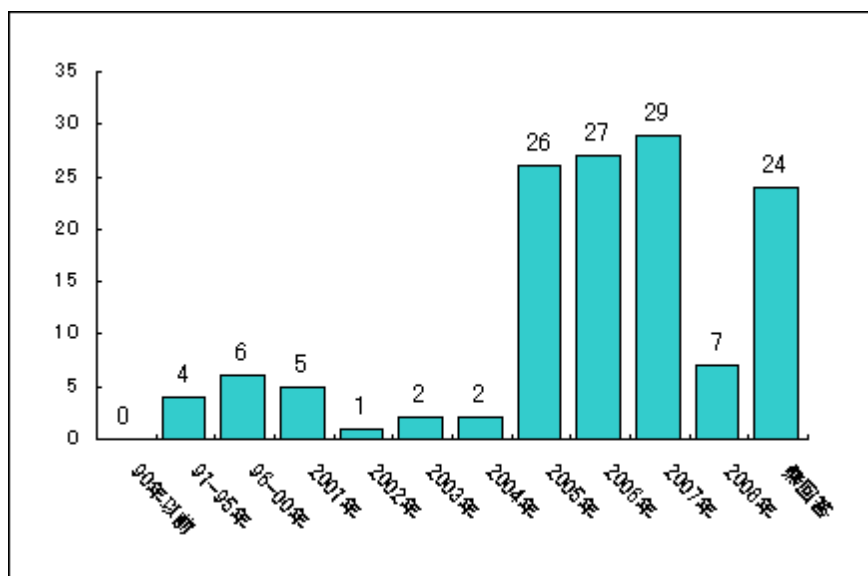
(コメント)

138人(6.7%)の歯科診療所で「依頼したことがある」と回答している。「東京・大阪両協会調査」(「依頼したことがある」は18人(5.7%))でもほぼ同傾向を示している。

海外技工に出していてもアンケートに答えていないケースや下請けで出されておき把握していないケースがあることを考えると実態はもっと多いものと考えられる。

### 設問3)の(1) 依頼時期は

|        | 件数  | %     | 対全回<br>答% |
|--------|-----|-------|-----------|
| 90年以前  | 0   | 0.0%  | 0.0%      |
| 91-95年 | 4   | 3.0%  | 0.2%      |
| 96-00年 | 6   | 4.5%  | 0.3%      |
| 2001年  | 5   | 3.8%  | 0.2%      |
| 2002年  | 1   | 0.8%  | 0.0%      |
| 2003年  | 2   | 1.5%  | 0.1%      |
| 2004年  | 2   | 1.5%  | 0.1%      |
| 2005年  | 26  | 19.5% | 1.3%      |
| 2006年  | 27  | 20.3% | 1.3%      |
| 2007年  | 29  | 21.8% | 1.4%      |
| ※2008年 | 7   | 5.3%  | 0.3%      |
| 無回答    | 24  | 18.0% | 1.2%      |
| 計      | 133 |       | 6.4%      |



※2008年は、年途中の6月までの集計

(コメント)

「依頼した時期」も、設問1)の(1)「チラシを見た時期」同様、「2005年以降」に増大している。

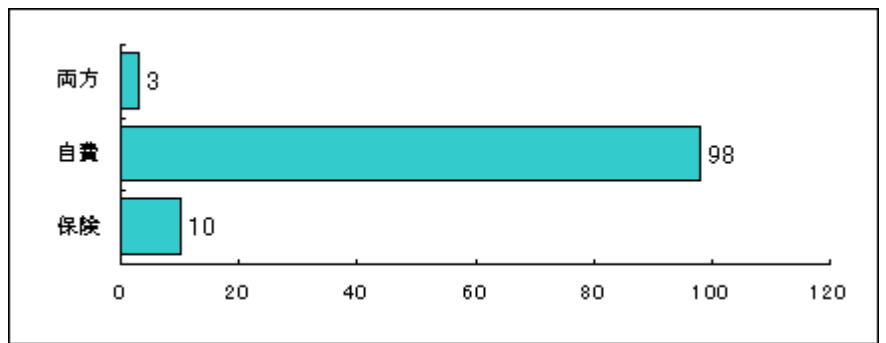


設問3)の(2)技  
工物の種類1

|    | 件数  | %     |
|----|-----|-------|
| 保険 | 10  | 9.0%  |
| 自費 | 98  | 88.3% |
| 両方 | 3   | 2.7%  |
| 計  | 111 |       |

対全  
回  
答%

0.5%  
4.7%  
0.1%  
5.4%



(コメント)

「対全回答%」に示されているように、「保険対象」との回答が、「保険」10人、「保険と自費の両方」3人のあわせて0.6%である。委託したとの回答者数130人との対比では10%にあたる。

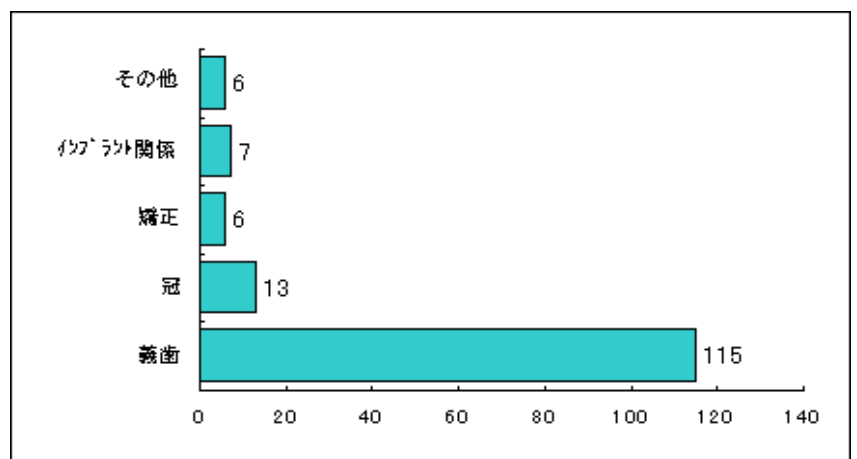
この結果からも、自費と保険を区別して自費の海外技工を容認するという厚労省の見解そのものの矛盾とその通知さえも知らされていない問題が浮き彫りになっている。

設問3)の(2)技工物の種類2

|          | 件数  | %     |
|----------|-----|-------|
| 義歯       | 115 | 78.2% |
| 冠        | 13  | 8.8%  |
| 矯正       | 6   | 4.1%  |
| インプラント関係 | 7   | 4.8%  |
| その他      | 6   | 4.1%  |
| 計        | 147 |       |

対全回  
答%

5.6%  
0.6%  
0.3%  
0.3%  
0.3%  
7.1%

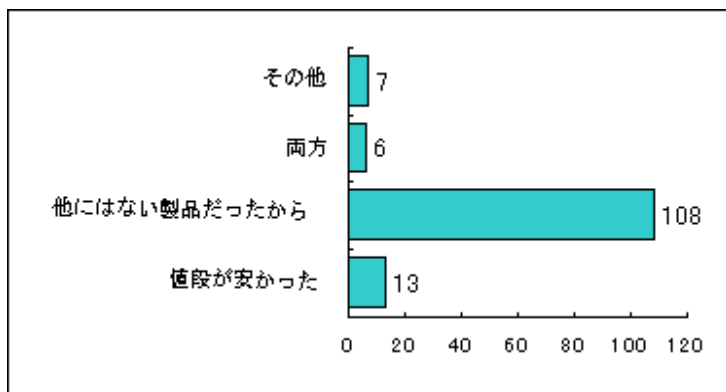


(コメント)

どういう技工物を海外委託しているのかについては、設問1)の(2)「技工物の種類2」と同様、「義歯」がトップで、「冠」、「インプラント」の順である。

### 設問3)の(3) 依頼理由は

|              | 件数  | %     | 対全<br>回<br>答% |
|--------------|-----|-------|---------------|
| 値段が安かった      | 13  | 9.7%  | 0.6%          |
| 他にはない製品だったから | 108 | 80.6% | 5.2%          |
| 両方           | 6   | 4.5%  | 0.3%          |
| その他          | 7   | 5.2%  | 0.3%          |
| 計            | 134 |       | 6.5%          |



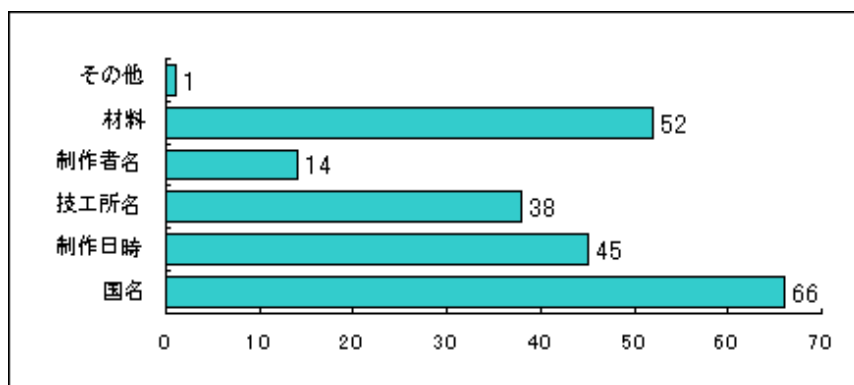
(コメント)

「単独」、「両方」の回答を含めて108人、80.6%が「他にない製品だったから」を「依頼理由」にあげている。「値段が安かった」からは「単独」、「両方」併せて19人、14.2%である。

このアンケートではつかめない下請けのケースでは「値段」の依頼理由が多いものと推察できよう。

### 設問3)の(4) 情報明記の有無は

|      | 件数  | %     | 対全<br>回<br>答% |
|------|-----|-------|---------------|
| 国名   | 66  | 30.6% | 3.2%          |
| 制作日時 | 45  | 20.8% | 2.2%          |
| 技工所名 | 38  | 17.6% | 1.8%          |
| 制作者名 | 14  | 6.5%  | 0.7%          |
| 材料   | 52  | 24.1% | 2.5%          |
| その他  | 1   | 0.5%  | 0.0%          |
| 計    | 216 |       | 10.4%         |



(コメント)

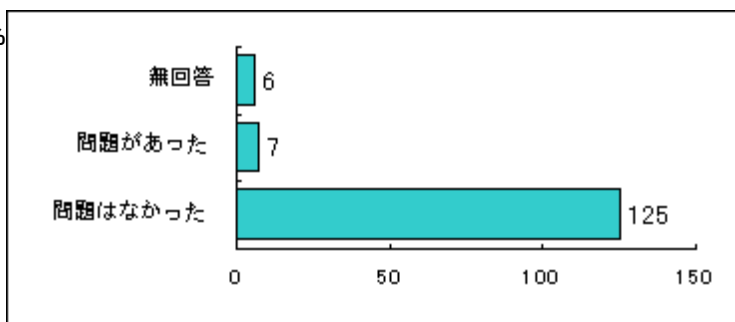
前述のように、厚労省は「H17年通達」を発出し、「国外で作成された補てつ物等を…患者に供する場合は、患者に対して特に以下の点 ①当該補綴物等の設計、②当該補てつ物等の作成方法、③使用材料、④使用材料の安全性に関する情報、⑤当該補てつ物等の科学的知見に基づく有効性及び安全性に関する情報、⑥当該補てつ物等の国内外での使用実績等、⑦その他、患者に対し必要な情報の7項目、についての十分な情報提供を行い、患者の理解と同意を得るとともに、…」としている。そこで、安全性等に対する問題が発生すれば原因追跡に必要な「国名」、「制作日時」、「技工所名」、「制作者名」、「材料」、「その他」などの情報が依頼技工物には明記されていたか否かを尋ねた。その結果、一番高い「材料」でも僅か23.7%しか明記されていない。

海外委託技工物の安全性に関する問題が発生しても「餃子未満の追跡」しかできない状況である。

### 設問3)の(5)依頼技工物の問題は

#### ・システムについて(発注・送付・清算)

|         | 件数  | %     | 対全回答% |
|---------|-----|-------|-------|
| 問題はなかった | 125 | 90.6% | 6.0%  |
| 問題があった  | 7   | 5.1%  | 0.3%  |
| 無回答     | 6   | 4.3%  | 0.3%  |
| 計       | 138 |       | 6.7%  |

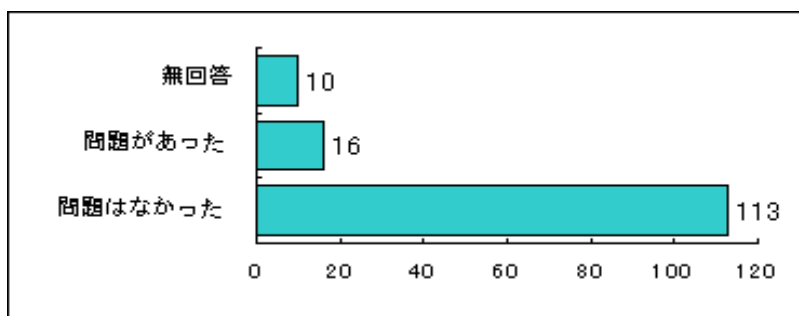


(コメント)

発注・送付・清算等のシステム上「問題があった」との回答は7件(「委託した回答者」の5.1%)であった。

#### ・製品について

|         | 件数  | %     | 対全回答% |
|---------|-----|-------|-------|
| 問題はなかった | 113 | 81.3% | 5.5%  |
| 問題があった  | 16  | 11.5% | 0.8%  |
| 無回答     | 10  | 7.2%  | 0.5%  |
| 計       | 139 |       | 6.7%  |

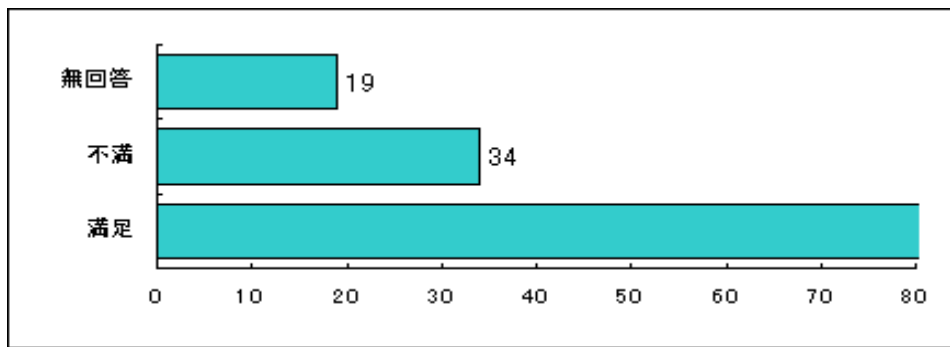


(コメント)

製品については、「問題があった」との回答が16件(「委託した回答者」の11.5%)でシステム上「問題があった」との回答より多い。

#### ・価格について

|     | 件数  | %     | 対全回答% |
|-----|-----|-------|-------|
| 満足  | 85  | 61.6% | 4.1%  |
| 不満  | 34  | 24.6% | 1.6%  |
| 無回答 | 19  | 13.8% | 0.9%  |
| 計   | 138 |       | 6.7%  |

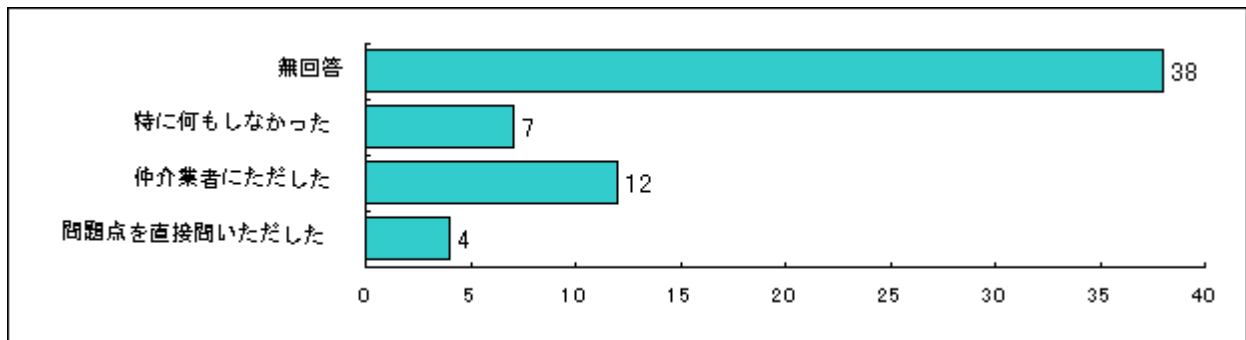


(コメント)

価格については、「委託した回答者」の61.6%が「満足」、25%弱が「不満」と答えている。

### 設問3)の(6)問題点の対処の仕方は

|              | 件数 | %     | 対全回答% |
|--------------|----|-------|-------|
| 問題点を直接問いただした | 4  | 6.6%  | 0.2%  |
| 仲介業者にただした    | 12 | 19.7% | 0.6%  |
| 特に何もしなかった    | 7  | 11.5% | 0.3%  |
| 無回答          | 38 | 62.3% | 1.8%  |
| 計            | 61 |       | 2.9%  |



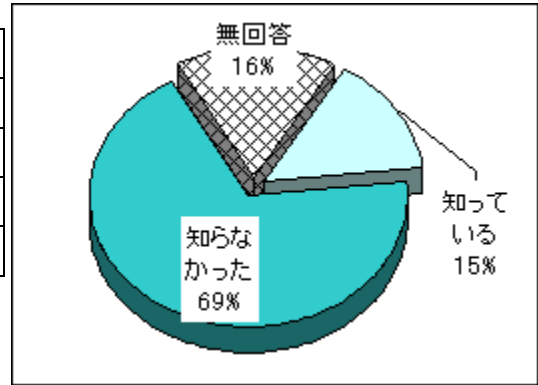
(コメント)

システム、製品等に「問題があった」との回答者の対処の仕方では、「無回答」が38件と最も多く、ついで「仲介業者にただした」が12件。「特に何もしなかった」との回答も7件ある。

このアンケートではシステム・品質・価格等で問題が生じている件数はまだ少ないが、輸入経路の複雑さ、問題解決先の特定の困難さ、距離的時間的な問題、下請けなど表でてこない問題、再製時の責任の所在と対処など国内技工の対面取引とは比べ物にならない問題を多く抱えている。

設問4) 海外技工物が「雑貨」あることについて  
 (1) 知っていたか

|        | 件数    | %     |
|--------|-------|-------|
| 知っている  | 313   | 15.1% |
| 知らなかった | 1,418 | 68.4% |
| 無回答    | 341   | 16.5% |
| 計      | 2,072 |       |

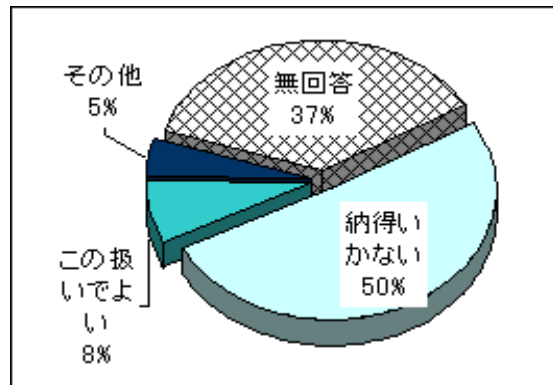


(コメント)

政府は「海外技工」に関する政府答弁等で「補てつ物を作成する歯科材料については、(薬事法)に規定する医療機器に該当する」が、「補てつ物については、(薬事法で規定する)『医薬品等』には該当せず、(薬事法)による規制の対象外の製品である」(「雑貨」扱い)と答えている。そのことを「知っている」との回答は全回答者の15%程度であり、回答者の68%余が「知らなかった」と答えている。

設問4) の(2) 「雑貨」扱いにより「医薬品等」としての材料等の安全性が問えないことについて

|         | 件数    | %     |
|---------|-------|-------|
| 納得いかない  | 1,053 | 50.8% |
| この扱いでよい | 160   | 7.7%  |
| その他     | 99    | 4.8%  |
| 無回答     | 760   | 36.7% |
| 計       | 2,072 |       |



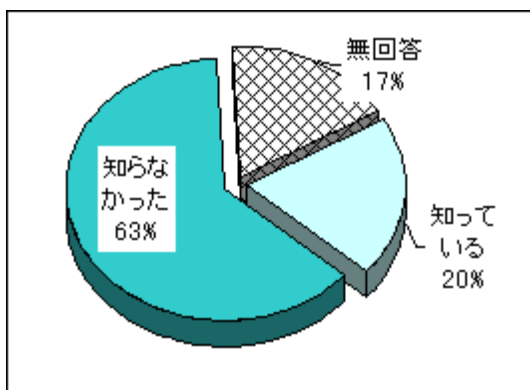
(コメント)

「雑貨」扱いのため、「医薬品等」としての材料等の安全性が問えないことに対しては、「納得いかない」との回答が50%を超えているが、「無回答」も40%弱あり、どのような問題が生じるのか認識できないまま崩壊的に行われていることといえよう。「この扱いでよい」の回答からは官僚的な規制を嫌う意向が伺える。

設問5) 厚労省は海外技工物を「歯科医師の責任で扱う」(「H17年通達」とし、使用材料、製作者の資格、技工所の施設基準を問わない立場をとっていることについて

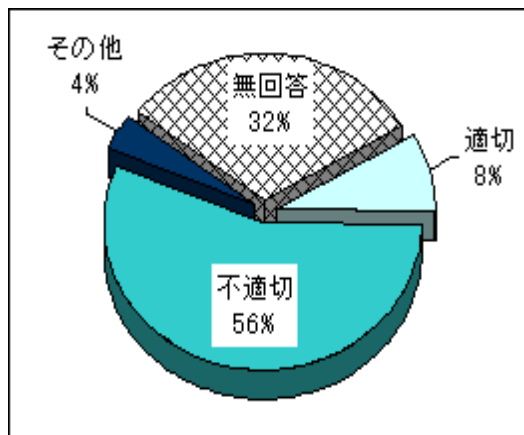
(1) 知っていたか

|        | 件数    | %     |
|--------|-------|-------|
| 知っている  | 410   | 19.8% |
| 知らなかった | 1,301 | 62.8% |
| 無回答    | 361   | 17.4% |
| 計      | 2,072 |       |



(2) 扱いについては

|     | 件数    | %     |
|-----|-------|-------|
| 適切  | 176   | 8.5%  |
| 不適切 | 1,167 | 56.3% |
| その他 | 76    | 3.7%  |
| 無回答 | 653   | 31.5% |
| 計   | 2,072 |       |

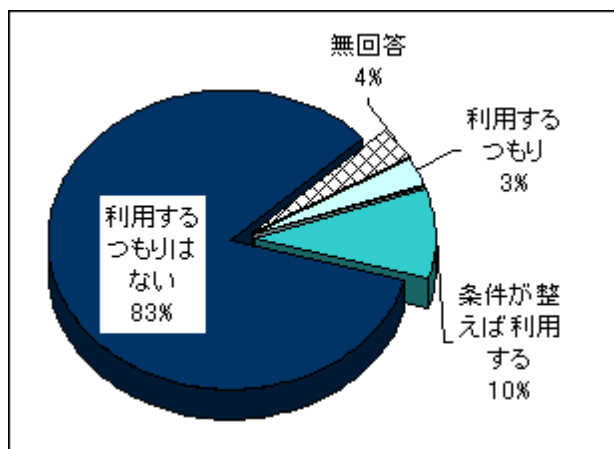


(コメント)

「H17年通達」の内容を「知っている」との回答は410人(19.8%)に過ぎず、1301人(62.8%)が「知らなかった」と回答している。同通知内容の「歯科医師の責任で取扱い、材料、製作者の資格、技工所の施設基準等を問わない」という取り扱いについては、1167人(56.3%)が「不適切」な取扱いと答えている。「無回答」が653人(31.5%)、「適切」との回答が176人(8.5%)あるが、この中にもこれまでの厚労省の官僚統制に対して、歯科医師の裁量権を守るべきとの意見がある。

設問6) 今後の海外技工物の利用について

|            | 件数    | %     |
|------------|-------|-------|
| 利用するつもり    | 65    | 3.1%  |
| 条件が整えば利用する | 200   | 9.7%  |
| 利用するつもりはない | 1,734 | 83.7% |
| 無回答        | 73    | 3.5%  |
| 計          | 2,072 |       |



(コメント)

設問3)で「海外技工委託の経験あり」との回答が138人(6.7%)あった。それからすると今後「利

用するつもり」との回答は 65 人 (3.1%) と少ないが、「条件を整えば利用する」との回答とあわせると 265 人 (12.8%) となる。条件次第では「海外委託技工」に移行する可能性があることが伺える。

## 設問 7) 海外技工についての意見

寄せられた意見は、延べ 590 である。

これをジャンル別 (ジャンルのまたがる意見は重複掲載) にすると、

1 海外技工の現状 36、2 安全性・品質性に関して 168、3 責任の所在 62、4 コスト・医療費 35、5 技工士体制 80、6 厚労省の姿勢について 45、7 海外技工への対応 1) 禁止又は使用しない 70、2) 条件付で使用もありうる 40、3) 使用する 16、8 対策・規制 29、規制には反対 9 のようになる。

「安全性・品質性に関して」の意見が圧倒的に多い。ついで「技工士体制」、「海外技工への対応で禁止又は使用しない」という順である。

ジャンル別に整理した意見は以下の通り。

### 1、海外技工の現状

- 1) 定遠歯研 etc の様に、日本の歯科医師、技工士が関わり、海外へ安く技工を売りにしている会社も存在
- 2) 技工士免許を持っていない人たちが作っているとも聞いた。
- 3) 中国餃子の問題があってから不信任、不安感があり、技工物も特殊な材料で修理ができなく、耐用年数も低いため取り扱いをやめた。
- 4) 中国という国は全く信用ならない。どのような材料を使っているのか文書に書いてあっても実情は異なる。
- 5) 技工所によっては、歯科医が知らぬ間に、海外に出してたりしている事もあるのでは？
- 6) 市場原理でこのような話しになるのだと思うが、安全に管理するのが責任者である。また我々は公共的な立場をとる職業人で
- 7) 歯科技工を全く知らない素人が代理店をして、下請け・孫請けのピラミッド型組織になっていた。再製はしないとのこと。
- 8) 日本のラボの業務委託として行っている
- 9) 国内の技工所に対しての規制が厳しいのに、海外だとこんなに抜け道があるとは知りませんでした。
- 10) 歯科医師の知らないところで、海外技工物となる可能性
- 11) 米・留学時代の韓国留学技工士に航空便で頼んでいるドクターの話を聞いたことがある。
- 12) 技工所の話ですが、12%Pel を送ったにもかかわらず、1-2%の Pel で出来上がってきました
- 13) 技工物に鉛が入っている記事を技工士より見せられた(アメリカの新聞)
- 14) この数ヶ月で、患者さんから「この技工物は中国製ですか」等と聞かれるケースが増えた。きちんとした国内の技工所に出しているのに、心外に思うときがある。
- 15) 将来、「当医院の技工物は国産品です」の看板が出るかも・・・
- 16) 三和デンタルというところで入れ歯の講習会があり、その時に知りました。
- 17) アメリカでは 75%が中国に依頼していると書いてありました。
- 18) 食品と同様、こっそり行っている状態！これでは問題が大きく取りざたされるのは時間の問題だ！

- 19) バルプラストというクラスプレス義歯を〇〇しましたが、アメリカに送られているとばかり思っていました。最近になって(一応提携しているが)、中国の上海に行っていると知りました。
- 20) 技工料金をより安く上げようとする歯科医院なら採用は既にしているであろう。
- 21) 保険医協会の学会(三井アーバンホテル)で紹介されたのを聞いて知っている。中国製の物は優秀で言葉が通じなくても「それなり」の物を作ってくる。
- 22) 一昨年きたDMでは、MBが材料費のみで金属等も某有名メーカーの5千円くらい安、技工料は国内の1/3~1/4位で安いには安いけれど、本当にその材料が安全に使われているのか疑問あり。安いからといってすべて海外に出すと利益はあるが、いかななものか。日本の歯科技工はだめになります。
- 23) 飛行機を使って輸送しても料金が安いので未だにお釣りが来る。チタン等、使用。
- 24) 保険医協会の努力に感謝します。全く今日(本日)にこの説明を聞くまで、このような事実は知りませんでした。
- 25) 安価なので流通しているのであれば止められないのでは...
- 26) 質は悪いらしくて、それが普通だと一般認識されると迷惑だ!!
- 27) 技工の面にとどまらなくなり、他方歯科医療への歯止めがきかなくなるのでいいと思わない
- 28) 何も知らない技工所は
- 29) 使用しているのでノーコメント
- 30) まあ、一部の方々と思うが外国人(韓国)の口腔内を診てていねいきれいだと思った。
- 31) 患者様(国民)も不適切と答える。絶対
- 32) ここまで自由化の波が押し寄せているのかと驚いた。国内の技工士の方々の地位を保障することに重点を置くことが、ひいては国民のためになると思われるが。
- 33) 営業マンから、ノンクラスプデンチャーをアメリカで作っていると聞きました。(日本では認可されていないので)
- 34) 「ぎょうざ」事件の二の舞はしたくない
- 35) 今問題なのは中国・東南アジアの分だと思いますが、韓国が進出してくると脅威になるのでは
- 36) 金属、歯科材料の高騰のため海外技工が広がっているが本当の原因は違うところにあると思います。

## 2、安全性・品質に関して

- 1) 有害物質が含有していないか不安です。
- 2) 食品や医療廃棄物についてのトレーサビリティ等が進んでいる。歯科技工物についても管理が必要。
- 3) 品質や材料等の安全性が確実でないと思われるので、全面的に禁止もしくは許可制にするべき。
- 4) 安全性について気になる
- 5) 使用している金属も日本とは違う(異なる)ようだ。
- 6) 技術的に安全なものなのか信用できない。技術的にもどの位のレベルなのか。日本の歯科業界にマイナス。患者は自分の口の中に入っているのが中国で製作されたものだと思ったら決して良いとも



思わないと思う。

- 7) 品質の保証について不安である。
- 8) 医療の質に対する管理
- 9) 意思が通じ得ない。どんな腕かわからない。
- 10) 品質や材料等の安全性が確実でないと思われるので、全面的に禁止もしくは許可制にするべき。
- 11) 技工物の安全について責任をもてないため。
- 12) 品質に問題があると困る。
- 13) 信用できない。
- 14) 餃子事件が全てを物語っている
- 15) 信用できない。絶対利用しない。
- 16) 責任が持てない
- 17) 信頼性に疑問がある
- 18) 無資格者が作製していると思われるため。
- 19) 中国という国は全く信用ならない。例えば現在中国で製作された Mic は非常に安いのが、表示してある性能の数値は全くでたらめで、メーカーは違っても内部は同じ部品だったりする。
- 20) 具体的な細かい指示が出せない。出したとしても伝わっているのかが不安というのがある
- 21) 安全性が確認できないし、安価であっても絶対に利用したくない
- 22) 安全性が十分でないから。システムティックに確立されているなら検討に値するが、現状ではとても依頼する気にはなれない。  
責任ある歯科技工体制の確立が大切。それを阻害する。
- 23) 安全性に疑問。主役は患者第一
- 24) 技工物は一時的な者ではなく、何年も患者さんの口腔内で機能する物で修理などメンテナンス上、  
コンタクトしやすい国内が安心できる。
- 25) 製品に不安が有る。
- 26) 人は皆善人ばかりではないから。メタルのすり替えとか汚いところにつくっているかもしれない
- 27) 安全性に不安。指示が周知できない
- 28) うわさでは粗悪品とのこと。
- 29) 安全性、技術について保障がない。
- 30) 不明な点が多すぎる。保険も自由診療も禁止すべきである。
- 31) 日本人のものは、医、食、住、衣。なるべく自国でまかなう。
- 32) 品質など不明
- 33) 利便性が悪い、質が低い
- 34) 安全性の問題
- 35) 材料の組成までは把握できません。
- 36) 歯科医師が金属・材料の分析等できない。
- 37) 日本国民医療水準の低下につながる。
- 38) 材料の情報(種類・どのようなものがだめかなど)が不十分。
- 39) どのような組成の材料が使用されているか不明なのは非常に危険。
- 40) 体に害のあるものが使っていたら？と考えたらこわいです。

- 41) 口腔内にセットする技工物の安全性に問題あり。
- 42) 安全性の面で一定の基準が必要
- 43) 現場の歯科医師は技工製作物の材料の詳細の確認をすることが出来ない。
- 44) 口腔内に入れる補綴物は臓器の一部であると考えます
- 45) そのうち問題が生じるであろう
- 46) 安全な金属を使用しているかチェックできない
- 47) 安全・安心・信頼の医療を守ることが難しくなる
- 48) 製作者の顔が見えないのは不安
- 49) 信頼性がないため。
- 50) どんな人がどんな材料を使用しているか不明で危険。
- 51) 品質・技術等で、不安である。
- 52) 信用できないから。
- 53) 技工物の質の問題。国内技工士の継続的維持を困難にしていく。
- 54) 技工物の質の確認ができない。
- 55) 製作の材料・システムに付き不安。中国の製作現場へ案内するとのことであったが、中国は信用できない
- 56) 安全性の問題が解決していないから。
- 57) 金属について、提示されたものより質の低い金属を使う可能性も。
- 58) 安全性に不安があるため(中国や東南アジア)。
- 59) 安全性が確立できない。
- 60) 使用されている材料が不安
- 61) 技工物に鉛が入っている記事を技工士より見せられた(アメリカの新聞)
- 62) いつ毒入り義歯がでてもおかしくないと思う。
- 63) 信頼性にとぼしく、正確に意見が伝わらないように思う
- 64) 危険な材料は使うべきでない。
- 65) 患者の口腔内に長期間装着されるであろう技工物の品質に問題があり、患者の健康に及ぼす悪影響が心配される。早急な対策が必要と考えます。
- 66) 何らかのトラブルが発生した場合、患者さんの口腔内に装着してしまった技工物は「ギョーザの回収」のようにはいきません。その事を考えると、こうした海外技工を利用するのは現時点では不適切と思います。一部を除いた国内の技工物の質の低さにも問題があると感じています。
- 67) 安さをうりにしているものは安全性に不安を感じる。
- 68) 患者さんのことを考えると安全を選択する
- 69) 中国産の食物・玩具、ペットフード等に有害物質が含まれた事例を考えると、安全性にかなり問題があると考えます。技工物は生体の代替器官となるので安全性を厳しくすべき。
- 70) 低価格を売りにしているものは安全性に問題がある
- 71) 100年前に逆行。大道芸人の入れ歯に等しい。医学ではなくなってしまう。
- 72) 技工物はコミュニケーションが必要。
- 73) 現在の状況では、海外での技工物の安全性を保障できるのは、無理であろうと思います。
- 74) 歯科医が増加すれば悪かろう安かろうと考える歯科医もでてくるのであろうか？
- 75) 使用材料等に不安がある

- 76) 品質の保証の確証が余りに低い
- 77) 海外とは具体的に中国が多いと思うが、安全性等が全く信頼できない
- 78) 満足のできる補綴物がこのような形で出来るとは思わない
- 79) 患者さんに対して責任を取っていない
- 80) 材料の入手と品質の厳守に問題
- 81) 一部の材料については発がん性等あり問題
- 82) 経済的な理由だけで、安全性が犠牲にされる恐れあり。
- 83) 患者の安全性を守る必要がある
- 84) 海外のものはいい加減。
- 85) 安全性の問題。
- 86) 危険。
- 87) 仲介業者が大丈夫と言うとそれを信じ確認する方法がない。
- 88) 信用性がない。責任問題。
- 89) オーダーメイドの人工臓器である。怒りを感じる
- 90) 技工士とのコミュニケーションが大事だと思うので海外技工は？である
- 91) 技工物の精度に疑問
- 92) 技工物の材料などが解らない
- 93) 技工物に信用感をもてないから
- 94) 信用できないから
- 95) 安全性が確保されないので発注するつもりはない
- 96) 安全性について不安、技工物の精度に対する不安
- 97) 信頼性に問題がある所には出さない。
- 98) 中国製品は不安
- 99) 人間は物ではない
- 100) 外国製は安全性の担保がないので
- 101) 技工サイドとのコミュニケーションがとりづらい
- 102) 海外技工物は全ての面から信用していない
- 103) 歯科技工物とは思っていない
- 104) 安全性などの問題が基準化されていないので
- 105) 安全性、内容に疑問
- 106) 安全性が心配
- 107) 特殊技工は別にして、安価ということがウリであるというので、現在の安い輸入雑貨のように、管理が杜撰なので不安である。技術の発展も
- 108) 安全性、品質に対する不安。
- 109) 材料の内容に不安があるから。
- 110) 安全性等の問題、安価な技工物の流入による国内の技工の衰退(技工料金の低落)
- 111) 人体に安全性が確保されていないものを入れられない。現在の技工所の適合精度に満足している。
- 112) 材料に信用がおけない。
- 113) 信用できないから。

- 114) 材料等のチェックが適正に行われているとは思えません。単に安ければいいという考えのものと思います。注文する方は、その技工物を自分に入れますか？考えれば海外技工はリスクが高いと思います。
- 115) いろいろと問題があると思う
- 116) 材質に問題があれば良くないと思う
- 117) 口腔内に装着するものであるから、安全性が第一であると思う
- 118) 生体の一部になるから
- 119) 口腔内で使用することはわかっているので、安全面に対して整理すべきである
- 120) 材料が何を使っているか不明
- 121) 安全性が確立されていない
- 122) 外国 特に中国は信用できない
- 123) 安全性と技術的な問題
- 124) 信頼性がない
- 125) 安全性に対する問題
- 126) 安全性
- 127) 責任が持てない
- 128) 安全性や技術について不安がある
- 129) 口腔内に装着するものであるから、安全性が第一であると思う
- 130) 安全性の問題
- 131) コンタクトが上手くはかれない
- 132) 安全性
- 133) 信頼性の問題
- 134) 信頼性が低い
- 135) 安全性が疑問である
- 136) 安全性、の配慮
- 137) 材料等の安全性への不安
- 138) 安全性が一番と考える
- 139) 材質・資格・安全性が疑問
- 140) 安全性の問題確認ができない
- 141) 安全性が確立されていない
- 142) 技術、特に審美分野で要求にたる技工物ができるとは思えない
- 143) 信頼性がない
- 144) 安全性・責任感
- 145) 安全性がないため
- 146) 紛失者のトラブルのもと！
- 147) 安全性に問題有り
- 148) 信用がないから
- 149) こちらの咬合に対する考えが十分伝わらないと思うので
- 150) 今後も信頼するつもりはないので興味がない
- 151) 安全性

- 152)安全性に疑問が残る
- 153)安全性に疑問が残り、患者様に施せない
- 154)精度・安全性が疑問だから
- 155)安全性に疑問があるため
- 156)コンプライアンス、安全性
- 157)安全性に疑問がある
- 158)日本の技工士でも意志の疎通がはかれないのに、外国の技工士ではさらに難
- 159)信頼できない。
- 160)中国の鉛問題など、その国々だ安全面に対する考え方はまちまちなので、日本の基準に合ったものだけを輸入許可すべきである
- 161)東南アジア、特に中国は使用金属等において、どんな物を使用しているか解らないので、とても患者さんの口腔内に入ることは出来ない。こわい。
- 162)信用出来ない。
- 163)技工物は歯科医師や技工所が密に連絡を取り合って製作するもので、目に見えない所で作るものは安全性やその他疑問点が多く今後も使用しない。
- 164)送料や日数を考えて、経済的に成り立つのが不思議です。安全性はどうなっているのでしょうか。
- 165)使用材料に不安な
- 166)中国など、外国の技工士に技工物(義歯など)を作らせることは、技工物の材料や技工士の技術などの点で、安全性や信頼性の面で大変問題がある
- 167)人体に関わる物の全て医薬品として基準等と同等の扱いにして欲しい。
- 168)信用できない！

### 3、責任の所在

- 1)問題が起こったら歯科医が責任を問われるので、できた技工物が安全かどうか調べられない現状では使おうと思いません
- 2)責任が持てない。
- 3)自己責任(この扱いでよい)
- 4)わからないものには手を出すべきではない。金額の安さを求めるより、Kkrのことを第一に考えたら、ふつうやらない。
- 5)歯科医が責任を持ってやっているのだから、よいと思う
- 6)治療のすべてに対して歯科医師が責任を担うべきである。安易な法規制(多重制約)がこの原則をむしろ軽視する方向に進むことを恐れる。
- 7)個歯科医師では、安全等の確認を問うことが不可能。
- 8)責任は弱い所に押しつける。
- 9)何か問題あっても責任は、歯科医が負い、厚労省は責任から逃れようとしているのが見え見えです
- 10)現場の歯科医師は技工製作物の材料の詳細の確認をすることが出来ない。医師の責任で取り扱うことは出来ない。
- 11)安全性の確認は歯科医師に任せるのではなく国が国民の健康と安全を考え、責任もって行うべきである
- 12)技工物の材料・安全性は、技工所が責任を持つべき

- 13)安全性を保障できない。
- 14)適合と安心を考えれば、日本の方がよい
- 15)品質や安全性についての不安がある
- 16)不安ですから
- 17)口腔内にセットする技工物の安全性に問題あり
- 18)安全性に疑問(成分とか)。
- 19)信用できない(PS 技工所の話ですが、12%Pcl を送ったにもかかわらず、1-2%の Pcl で出来上がって きました)
- 20)材料・安全性について、信用できない。
- 21)患者さんの口腔内(体の一部)に入れるものが、どんな人が作っているか把握できない。また、細やかな こちらの製作物に対しての要求が伝えられない。
- 22)目の届きにくい海外へ外注するほど患者数はない。
- 23)海外発注物は一技工物を複数人で製作する場合が多く、製作物の責任の所在のありかがはっきりしな いのに疑問を感じます。
- 24)〇〇の技工所は、責任の所在が歯科医にあることは伝えてないのでそこはおかしいと思います
- 25)厚労省が全く責任を持たずに、我々の「責任」になるなら、よほど信頼のおける技工所でない限り、扱え ない。
- 26)歯科医師の責任とは、何をもちて責任とするのか？国が許可した責任はどうなるのか。
- 27)毒性の強い金属等で問題になったら歯科医師が責められます
- 28)歯科医師が本当に責任を負えるのか疑問に思います
- 29)責任の所在が不明
- 30)歯科医師の責任で勝手にやりなさいとは。
- 31)全ての歯科医師の責任にして技工所及びその他かかわる者の責任逃れにつながると思われる。
- 32)技工士は国家資格であれば、その後も責任を負うべきでは
- 33)この様な所に出すか Drの資質が問われる。
- 34)技工所の責任で行うべきである。
- 35)仲介業者が大丈夫と言うとそれを信じ確認する方法がない。
- 36)信用性がない。責任問題。
- 37)確認のできないことは責任がとれない。
- 38)医師の責任が重要
- 39)個人で全ての責任を負いきれないと思う
- 40)資格のない者が作製したものを患者さんには提供できない
- 41)どこの誰が作ったかわからないような物を患者さんには提供できない
- 42)依頼する歯科医のモラルが問われる。全ては保険点数が下がっていること
- 43)責任の所在が不明確
- 44)歯科医療行為の一部なのだから歯科医師の責任で扱うのは当然。利用する・しないと考えれば、歯 科医師の判断ですればよいこと。
- 45)誰が責任をとるのか？また、国が国民の健康のため関与すべ
- 46)責任の所在がはっきりしにくいし、材料も信用できないと思います。
- 47)適切な指示ができない

- 48)問題がおこった時の責任を、また医院へ転嫁するつもりである
- 49)なぜ技工所が海外に補綴物を出すのかの議論がない。安い技工料を要求し消費税分も支払わない歯科医院もある。安全性について論じるなら国内に出すべきでその責任は技工所より歯科医師側が大きい。
- 50)責任の所在が明白ではない
- 51)作成している所は見れないので、相手を信用するのができないので、医師側が不利になるのは明
- 52)歯科医師は責任がとれない
- 53)人の口腔内へ入れる物に関して、責任を持つべき
- 54)リスクを承知の上で海外技工物を使うのであるから、その技工物を使う歯科医師の責任で扱うという考えで問題なし
- 55)するかしないかは医師の判断でよいと思う
- 56)全てのリスクを歯科医師が負うことには、納得がいきません
- 57)内容の確認がむづかしい(責任の所在が)
- 58)製作物(補綴物)に対し責任がもてない
- 59)安全性・責任感
- 60)紛失者のトラブルのもと!
- 61)歯科医自身が問うて責任とればよいと思う。
- 62)日本は、何事に対しても“プロ”の存在を明確にしていない。折角、国家試験に通り、日々勉強していても“素人”のTVコマーシャルで、いい加減な情報、薬に人々の興味が移り、治療の障害となる。人体に関わる物の全て医薬品として基準等と同等の扱いにして欲しい。

#### 4、コスト・医療費

- 1)人件費を安くするため行なっていることはすべての業種で一般的であり、歯科であるからといって大騒ぎすることはない。
- 2)日本の歯科保険から補綴が外れないかぎり技工物は安い所に外注されるだろうし、技工士の地位は上がらないと思う。保険から補綴を外すべきと思う(患者が歯をもっと重要に思うだろう)。
- 3)安い海外技工物に手を出さなくてもいいように保険点数を上げるべきだと思う
- 4)背景には採算割れの点数の低さがあります。我々の所はもちろんの事、技工所の経営の悪化と過酷な労働環境は気の毒としかいいようがない。新卒の技工士の半数以上が6ヶ月以内に退職、転職しているのが現実です。得に都市部では価格競争の厳しさから、保険の技工物は海外へ丸投げの技工所が増加しております。その他諸事情を踏まえて対策を講じる必要があると思います。
- 5)保険の点数では仕方ない。100円シヨップ並の点数だから
- 6)価格は問題にしていない
- 7)低い診療報酬ゆえ、海外技工発生。正当な診療報酬ならこのような問題おきない。
- 8)今の保険が安すぎるため、海外にということもあると思う
- 9)今後他の製品同様に安い方に流れるのはやむを得ないかも。
- 10)保険の点数の低さを考えると安い技工料なら魅力を感じる
- 11)保険の点数が低いと日本で技工士さんが作っても、割の合わない職業となってしまう、特に保険のものは、国家試験をとった技工士さんが1人1人オーダーメイドで作るには点数低すぎる。今後日本人の日本

での技工の作製が無理な状況におちいるのではないか。ひいては保険での医療の質が低下してしまうと思います。(技工士さんのなり手がなくなる)

- 12) 厳しい経済情勢の中の歯科界を生きていくために、安価な海外技物を頼みにするのは、日本の技工を切り捨てることとなり、やがては日本の歯科全体の沈下をまねくおそれを感じる。
- 13) 若い技工士がどんどん廃業すると聞いたことがあります。これも医療費抑制のため、技工所が医院に相応な技工料を請求できないことによると思います。海外の技工所だと信用できません
- 14) 依頼する歯科医のモラルが問われる。全ては保険点数が下がっていること
- 15) 安ければいいなんてのはおかしい。現在、それぞれの人に合うように材料を指定、設計までしているので不可能
- 16) 日本の技工士に十分な金を払えないことを役人は分かっているのか
- 17) 法律上の制約を行政のチェックが確立されるまで出せない
- 18) 効率や利潤を追求すること以上に、医療をどう考えるかを優先して考
- 19) 日本国内、有資格者、高額での製作と、海外無資格、体に害のある材料、安価か。同じ保険点数では納得いきません。
- 20) 原油だけでなく、金属の価格も高騰しているのに保険点数が低すぎるため、作れば作るほど赤字になるのが現状です。その為、安全性よりも安価なものが優先されるのは危険だと思います。
- 21) 金属は価格変動が激しく時価ですので、保険点数も時価にあわせてせめて月単位で変動可能にしてもらいたいです。
- 22) 現在の保険制度では、他の経費を削れないから
- 23) 保険点数の低さがこのようなことを引き起こしていると思います
- 24) 海外技工物が入るのは現在の診療報酬が低い為と考えられる。日本の技工技術は世界でもトップクラスなのでそのレベルを維持する為技工士の待遇を改善する必要がある。その為には歯科の診療報酬をアップする必要がある。
- 26) 日本国内、有資格者、高額での製作と、海外無資格、体に害のある材料、安価か。同じ保険点数では納得いきません。
- 27) 海外技工物が入るのは現在の診療報酬が低い為と考えられる。日本の技工技術は世界でもトップクラスなのでそのレベルを維持する為技工士の待遇を改善する必要がある。歯科の診療報酬をアップする必要がある。
- 28) 経済優先の医療が生んだ悪しき現象。心ある医療体制を！
- 29) 歯科医師がその技工物の物質や材質まで確認できるとは思えない。チェックは厚労省が行うべき
- 30) 保険点数が低価で採算が合わない、安い技工所を探すのは当然
- 31) 良いことではないが、今の保険点数に問題があるのは確かです。
- 32) 国内技工にて、医院・技工所ともに利益があがる体制をめざすべき。
- 33) 海外技工に走るのは歯科にかかる医療費が低く抑えられている為だと思います。適正な医療費に改正し保険制度下では海外技工は禁止すべきだと思います。
- 34) 背景には診療報酬が安すぎると思うことがあります。大幅な診療報酬の値上げと歯科医師過剰対策が必要でしょう



## 5、技工士体制

- 1)国内の技工士の労働実態や収入は極めてひどい状態です。是非、海外への技工物への規制を強化し、日本の技工士の生活の改善と日本の技工界そのものが消滅することを
- 2)歯科技工物は機械の部品のように画一的なものではなく、オーダーメイドであるためトラブル時の対応がすぐできるようでなければならぬと思います。顔、人柄を知っていなければ頼めないと考えています。
- 3)医療の質の低下だけでなく、技工士さんの生活をおびやかす大変なことだと思います。
- 4)国内の技工所が困る。
- 5)日本の歯科医療の基本となる資格制度を守るためにも全面的に廃止すべきである。
- 6)国内の技工士さんとの信頼関係を築いていきたい
- 7)日本の医療の崩壊を招く
- 8)今のDTときちんとコンタクトがとれている
- 9)技工士との信頼関係があるから、互いに責任を持つべきだ
- 10)技工物をあつかうのは技工士であり、彼らは国家資格を取得した責任のある専門家であり、これによって口腔内治療の質を維持すべきである
- 11)歯科技工士法と矛盾しないのか
- 12)国内の技工物は、国家試験に合格した技工士が作製したものでなければいけないのに、なぜ海外だと何の基準も問わないのか。本末転倒である。
- 13)最良の技工士がパートナーとしている
- 14)技工物は、信頼のおける技工所にしか依頼しない。
- 15)国家資格を持つ技工士をないがしろにするようなことはしたくない。
- 16)国内の歯科技工士も守れない。ただし今後歯科技工士不足を考えると、国内だけでは不安がある。
- 17)国内で人を養成するのは費用がかかるので、海外から入れた方が安上がりという政府の方針のように思う。中国にこびている大臣が多いので、全技工物中国製でもかまわないと思っているのでは。
- 18)空洞化がおき、将来、歯科界にとってのダメージが大きすぎる(技工士がいなくなる)。
- 19)日本の技工士の業界に対して不利に働くためよくないと思う
- 20)国内の技工士、技工所の存在をおびやかす事態である。技工物には、必要なコストがあり、それを無視した方便だけの奇策は医療の質・安全をくずすものであります。
- 21)技工士の生活まで考えるべきではないでしょうか。
- 22)日本の技工士の生活の保障が心配です。
- 23)技工物安全性なのか(体に影響のある物質が含まれていないか?)
- 24)国内の有能な若い技工士が、ますます他の職種に転職してしまい「保険でよい歯科医療」は崩壊してしまう。
- 25)日本の技工所が経営が苦しくなるので。
- 26)保険の点数が低いと日本で技工士さんが作っても、割の合わない職業となってしまう、特に保険のものは、国家試験をとった技工士さんが1人1人オーダーメイドで作るには点数低すぎる。今後日本人の日本での技工の作製が無理な状況におちいるのではないか。ひいては保険での医療の質が低下してしまうと思います。(技工士さんのなり手がなくなる)

- 27) 技工士も技工所も少なくなっている原因を考えなくては、と思う。(50)
- 28) 技工物はコミュニケーションが必要。
- 29) 資格ある製作者がすべきである。
- 30) 国内技工士の待遇アップ
- 31) 歯科技工士を守る必要がある
- 32) 日本の国家資格のある技工士が作るべきと考
- 33) 技工士免許制度を守る
- 34) 国家資格の技工士資格について無責任。
- 35) 日本の技工士免許はどういう位置づけになるのか、技工士法は。
- 36) 国内の歯科技工士の立場も無視している。
- 37) 厚労省は誠実に働いている日本人技工所の人々に申し訳ない
- 38) 国家資格保障している仕事の海外発注は身分そのものの意味がなくなってしまう
- 39) 日本の歯科技工を守ることは日本の歯科医師として当然の義務であると思う。
- 40) 技工士さんのライセンスの意味がなくなる
- 41) 国家資格を持った技工士が作るのが当然
- 42) オーダーメイドの人工臓器である。怒りを感じる
- 43) 若い技工士がどんどん廃業すると聞いたことがあります。これも医療費抑制のため、技工所が医院に相応な技工料を請求できないことによると思います。海外の技工所だと信用できませ
- 44) 技工士とのコミュニケーションが大事だと思うので海外技工は？である
- 45) ラボが倒産国内ラボの技術が伝承できなくなる。
- 46) 技工物の安全性はいうまでもなく技工士さんの支えがないと我々は仕事ができない。技工士さんの仕事を脅かすことがないように守る必要があると
- 47) 資格のない者が作製したものを患者さんには提供できない
- 48) どこの誰が作ったかわからないような物を患者さんには提供できない
- 49) 技工士が国家資格である意味がなく国内の技工士のモチベーションや収入を直撃する。
- 50) こんな基準では技工士の必要はなくなる
- 51) 歯科医は技工士を守らなければならない
- 52) 技工物は医療の重要な一部であり、有資格者により、適切に国内でつくられるべき
- 53) 医療専門職である歯科医師と歯科技工士が医療の一環として行う医療行為である
- 54) 国内の技工士を保護しないと製品の品質、安全性を確保できない
- 55) 日本技工士免許取得者を侮辱している
- 56) 歯科技工士の現状を考えれば、いずれ海外に頼る必要は出てくる。その必要性が増す前に法整備や技工士の待遇改善、歯科医療の抜本的な改革を行う必要がある。
- 57) 技工サイドとのコミュニケーションがとりづらい
- 58) 国内の技工士を保護しないと製品の品質、安全性を確保できない
- 59) 国内の技工士の方々の地位を保障することに重点を置くことが、ひいては国民のためになると思われるが
- 60) 国内技工士を守る体制も整えないと歯科全体の低下につながる。
- 61) 日本の技工士さんは生活に困っている。安全安心がよい。

- 62)日本の技工技術は世界でもトップクラスなのでそのレベルを維持する為技工士の待遇を改善する必要がある。その為には歯科の診療報酬をアップする必要がある。
- 63)技工士の生活を守る面も考慮する必要がある
- 64)信頼が大切だと思いますし、今は法律に沿っておりません
- 65)国内の技工有資格者の地位を低下させる恐れがあるから
- 66)国家資格である歯科技工士の立場を守るのは厚労省及び国の責任である
- 67)国内技工士の育成と生活保障が困難なる
- 68)歯科技工士の立場を守ろう
- 69)既存国内技工所への配慮が必要
- 70)日本の技工士でも意志の疎通がはかれないのに、外国の技工士ではさらに難しい
- 71)海外で技工をするにあたり、その資格はどうなっているのか疑問がある。
- 72)歯科技工士法との整合性について、全く説明がなされていない。どうなっているのか。
- 73)国内技工にて、医院・技工所ともに利益があがる体制をめざすべき。
- 74)安さを追求するのではなく、国内の技工士・技工所を守り、大切にしよう。
- 75)技工士の生活が有っての我々だから、技工士の保護も必要だ。国内の技工士の生活を守るという点では野放しにはできない。
- 76)日本国内に優秀な技工士の皆さんがいるのに、目先の事だけ考え、それを利用する歯科医師が存在することが残念である
- 77)私は歯科技工士から(技工所開業経験あり2年)歯科医師になった者として、技工物の水準維持のため海外技工は絶対にあってはならないものだと思います。国内の技工士の生活を守るためにもあってはならないと思います。
- 78)日本の歯科技工士に少しでも貢献したいです
- 79)日本の技工所を経営困難にするようではまずいのではないか。
- 80)技術優秀であろうが仕事が少なくて困っている技工士。

## 6、厚労省の姿勢について

### (1)全般

- 1)国内には規制があり国外には規制をかけないのはおかしい。統一するべきである
- 2)人の体の中に入るものなのできちんと取り扱ってほしい。
- 3)厚労省が、大きな問題になる前に調査、そして行政的に制約を行なう必要があると思う。
- 4)国は技工物の安全性等について何も考えていないのだろう。
- 5)厚労省も無責任だと思います。
- 6)保険診療の対象に対して基準の認定や指導、監視をおこなわないのは無責任であると思う
- 7)人間の口腔内に直接入る物を厚労省ももっと責任を持つべきだと思う
- 8)厚労省の責任逃れのような気がする。
- 9)行政として無責任、監督官庁として業務怠慢です。
- 10)今の厚労省はなっていない。もっと全てに責任をもつ必要あり。
- 11)黙認しておいて責任逃れ。
- 12)無責任だと思う。

- 13)生体の器官の一部であるのに何たることか。政府の責任で国民の安全安心が保てる方策を立てるべきだ。
- 14)厚労省は責任から逃れようとしているのが見え見えです
- 15)厚労省が行うべき。国民への安全の確保の責務を放棄している。
- 16)安全性の確認は歯科医師に任せるのではなく国が国民の健康と安全を考え、責任もって行うべきである
- 17)そこまでやるのが日本の医療ですか？体制の方が異常です。
- 18)国内で人を養成するのは費用がかかるので、海外から入れた方が安上がりという政府の方針のように思う。中国にこびている大臣が多いので、全技工物中国製でもかまわないと思っているのでは。
- 19)薬事未認可のものは行政に原因があるのでは
- 20)厚労省がもっとはっきりと名記し(?)条件を厳しくするべき。
- 21)国(厚労省)の責任逃れ
- 22)ミドリ十字も時もそうだが、厚労省はいつも責任逃れをする
- 23)認可されている事自体に問題があるのでは。
- 24)法の抜け道ではないか？
- 25)医療レベルを低下させる政府の方針の下ではしかたのない事かも
- 26)政府は海外技工物についてのしっかりとした意見対策をとってほしい。かつてな事ばかりしてええかげんにして欲しい
- 27)無責任過ぎます
- 28)国の責任のもとで行うべきもの考えるから
- 29)誰が責任をとるのか？また、国が国民の健康のため関与すべ
- 30)安全性などの問題が基準化されていないので
- 31)国内のみ厳しく、海外は知らないでは通用しないと思う
- 32)通知ではなく、もっと問題を根本的に考えて対処すべき
- 33)基本的な法整備ができていないとかんじる
- 34)問題がおこった時の責任を、また医院へ転嫁するつもりである
- 35)政府は怠慢
- 36)今は法律に沿っておりませ
- 37)歯科医師がその技工物の物質や材質まで確認できるとは思えない。チェックは厚労省が行うべき
- 38)厚労省は怠慢である
- 39)国の安全性への責任を放棄してい
- 40)海外技工物に対する周知がなされていない
- 41)厚労省が積極的に安全基準を定め、管理する独自の機関を作るべきである。米国のFDAなど
- 42)厚労省は、国民の健康を守るだけでなく、医療費の削減のための使法をとっている
- 43)日本の医療とか技工界には不必要なくらい届出で束縛しながら、他国の医療関係には無関係の態度は今の政府の体質そのまま。絶対反対。
- 44)厚労省には国民を守る資格はない。なぜなら過去のHIV、肝炎問題等での対応に医療の安全に対する意識があまりに低く、問題本来の解決策を全然考えていないと思われるからです。
- 45)医療レベルを低下させる政府の方針の下ではしかたのない事かも

## 7、海外技工への対応

(1) 禁止又は使用しない

- 1) 禁止すべきである。
- 2) 全面的に廃止すべきである
- 3) 不明な点が多すぎる。保険も自由診療も禁止すべきである。
- 4) いろいろ問題がありそうですね。極力使いません。
- 5) 安全性に疑問があるので反対。
- 6) 技工士とコミュニケーションがとれない。
- 7) 日本の歯科技工会に少しでも貢献したいです。
- 8) 安全性が心配である。具体的な技工指示がしづらい。
- 9) 使用材料や製作方法が信用できない。再製がないのはおかしい。こわくて患者の口腔内にいれられない。
- 10) 安全性が確認されないので反対。
- 11) 安全性が心配である。具体的な技工指示がしづらい。
- 12) 細かい指示ができない。期間(作製)的に不安があるので使用しない
- 13) 厚労省がもっとはっきりと名記し(?)条件を厳しくするべき。
- 14) 絶対に認めるべきでないと思います。
- 15) 絶対反対!
- 16) 法律で禁止すべきです
- 17) 技術等、海外流出は、日本にとっていろいろな面でマイナスと思います
- 18) 食品のこともあり、導入したいと思わない。特に中国は信用できません。
- 19) 反対です。国や歯科医師会・技工士会がよく話し合ってお互いの責任を持ってきちんとした製作物を作れるような状況を作る事が早急に要求される。
- 20) 技工物はコミュニケーションが必要。扱うべきでないと思います。
- 21) やるべきでない
- 22) 言語道断
- 23) 責任の所在あいまい。
  
- 24) 技工士との対話があつて良い物が出来る。
- 25) 意思疎通が少ない
- 26) 信用できない。×5
- 27) 歯科医師の倫理が問われる。
- 28) どんな材料が使われているのか信用できない。
- 29) 安全性が心配。×9
- 30) 材料の安全性や技工物の精度、運送中の事故等様々な面で不安。
- 31) 責任問題と作製の信頼性に問題。
- 32) 材料等に不安があるため。×2
- 33) 特別安くないし、品質が悪そうだから。
- 34) 精度及び安全性に不安がある。

- 35) 技工士と細かな話をしながら仕上げるのが技工です。×2
- 36) 現在は発注している技工士さんを信頼しており、技術的にも問題ないのでこれからも継続していきたい。
- 37) 絶対に認めてはいけない。歯科界の信用をなくす事になる。
- 38) 医師の倫理と法の不備の問題である。
- 39) 厚労省が禁止すべきである。それか制度を変えるべきだ。
- 40) 口腔内に装着される物として、国内外を問わず一定の基準をクリアすべきと考えます。また、それは歯科医師個人の責任のみになるのではないと考えます。
- 41) 食の安全性と同じレベルで考慮すべきではないでしょうか。
- 42) 何らかの審査基準をつくるべき。
- 43) 不安が大きすぎる。只今の我国の保険では仕方ない。
- 44) 日本で作製すればよい。
- 45) 日本の技工所を経営困難にするようではまずいのではないか。
- 46) 歯科医療を管轄する立場としてはあまりに無責任と思われる
- 47) 歯科医療に関わるものであるので基準は厳しくすべき
- 48) もし身近にそのようなシステムがあっても今のところ利用する予定はな
- 49) 技工所とはコミュニケーションが必要だと思いますが、海外技工でそれが可能か疑問です。技工物は商品でなく人間の
- 50) 海外技工については、法規制により、厳格に対応すべきである。
- 51) 信頼性に問題がある所には出さない。
- 52) 是非、禁止して欲しい
- 53) 法律上の制約を行政のチェックが確立されるまで出せない
- 54) 不透明な技工物は使用するつもりはありません
- 55) 禁止すべきである
- 56) きちんとしたシステムを作らない限り、安くても使わないと思う。
- 57) 法的に問題あり
- 58) 責任の所在が明白ではない
- 59) 歯止めがきかなくなる
- 60) しっかりとした基準及び安全性が確認されないものは、医師の倫理として使うべきではないのでは。
- 61) 断固反対である！。
- 62) 受け入れると、技工士( magariにも国家資格)の立場がなくなるし技工士になる人がいなくなる！。
- 63) 禁止するべきと思います。
- 64) 禁止すべき。
- 65) 今後も利用するつもりはありません。
- 66) 海外技工に走るのには歯科にかかる医療費が低く抑えられている為と思います。適正な医療費に改正し保険制度下では海外技工は禁止すべきと思います。
- 67) 保険分はもちろん禁止、自由診療分も禁止すべきである。患者さんに責任を持った治療をするために、歯科医師のモラルとして、海外依頼すべきではないと思う。
- 68) 私は歯科技工士から(技工所開業経験あり2年)歯科医師になった者として、技工物の水準維持のため海外技工は絶対にあってはならないものだと思います。国内の技工士の生活を守るためにもあ

ってはないと思います。

69)容認できない。規制すべきである。

70)安ければいい”なんてのはおかしい。現在、それぞれの人に合うように材料を指定、設計までしているのが不可能

(2)条件付で使用もありうる

1)ケースバイケース。患者説明用のモデル作製などなら可と考えます。

2)日本人技工士がきちんとチェックしているのであれば。

3)安全性の確保

4)安全性が確立されていれば

5)安全性・コスト

6)安全性・信頼性・納期

7)「毒入りギョーザ」のような件がなければ利用してもよい。材料の情報がきちんと分かれば。

8)製品の完成度の向上

9)日本製よりすぐれていること

10)安全性が確認できれば。それと費用面で保険の義歯は、採算が合わないのでは仕方ないと思う。

11)安全性の確認、出抛の確認

12)技術的に優れたものであるなら。

13)保険のものは、よい技工士が少なくなっているのでは仕方ないのではないかと。

14)安価なものを求めることはありえないが、すぐれた技術のものもあるなら国の認可のもと検討したい。

15)施設基準、安全性 国内と同レベルの資格基準が必要であり、それが確保できるなら、今後の技工士不足を考えると、いたしかたない気がする。しかし、患者・国民に、海外技工物であることをしっかり説明・納得を得た上で、患者の承諾も受けずに行うべきではない

16)日本にはない特殊なものに限り。

17)認可されている材料であればよい

18)国内技工所と海外技工所を比較しても、必ずしも海外物は劣るとは言いがたい。しかし、一定の基準を満たしているかどうかを判断することが難しい場合もあり、単純に優劣を決めることは難しいと思います。ただ、現時点では安いからと飛びつくのは危険だと思います。

19)安全・安心・品質に信頼出来たらよい

20)現状ではありえないが、日本の技工レベルと同じになれば考える余地はもちろんありうる

21)歯科技工士の現状を考えれば、いずれ海外に頼る必要は出てくる。その必要性が増す前に法整備や技工士の待遇改善、歯科医療の抜本的な改革を行う必要がある。

22)満足のいくものであれば、国内に限る必要はない(現実問題として使わざるを得ないかもしれない)

23)安い労働コストで技工士が離職してくれば当然必要となるがチェックの重要性は必要

24)価格・納期・適合性が国内より良くなれば利用しますが、私が仕事を続けている間にそうなるとは思えない。

25)海外でもライセンスを取ったテクニシャンが作製するならよいのでは？

26)海外技工は安価であり、国内の賃金が高いので、将来的に競合する時代がくるかも。

- 27)良いことではないが、今の保険点数に問題があるのは確かです。
- 28)歯科界の苦しい状況の中、選択肢があるのは良い事ですが、患者様が不利益を被るようではない
- 29)日本国内施設基準を取得していること。
- 30)一部、プロセラ(ジャケット冠の内容)などは、いいのではないか
- 31)保険適用外に限って、認めるべきである
- 32)衣・食・住、工業製品、あらゆる物が海外から入ってくるのは仕方ない。安全性や品質が基準を満たしているものは国も認めている。歯科関係の製品も基準をもうけた合格しているものであれば入ってくるのは仕方ない。技工士の生活が有っての我々だから、技工士の保護も必要だ。国内の技工士の生活を守るといふ点では野放しにはできない。
- 33)身体に悪影響を及ぼす事なく安全に使用できるのであれば、患者さんに対して安い保険外として役立つのであれば、積極的に使用していきたいとは考えております。
- 34)安全性、資格が確保されれば注文するかもしれない
- 35)信頼がおけないが、日本のあまりにも安い補綴点数を考えると一方的に否定できない。
- 36)安全性が保証され、日本社会で認知され、厚労省で認可されれば。しかも国内ラボを圧迫しなければ、ラボが倒産国内ラボの技術が伝承できなくなる。
- 37)安全性を国が補償してくれるのであれば。
- 38)仕事(技工)のレベルに問題がなければ。
- 39)安全性がクリアになれば歯科医自身の責任で行ってもよいと思います。
- 40)衣・食・住、工業製品、あらゆる物が海外から入ってくるのは仕方ない。安全性や品質が基準を満たしているものは国も認めている。歯科関係の製品も基準をもうけた合格しているものであれば入ってくるのは仕方ない。

### (3)使用する

- 1) いまのところ特に問題がないので、歯科医が責任をもてればよいのではないか。
- 2) 中国の食品と同様、気にしない人は使用すればよい。
- 3) スペシャリストな技工士に、どうしても必要な場合は、海外技工もありえると思う
- 4)インプラント上部構造物などの高度技術もある。むしろ健全に発展させるべきだ。
- 5)義歯等のモデル模型のみなら。
- 6)安価。
- 7)日本では薬事の認証を受けていないもののため。
- 8)現在の保険制度では、他の経費を削れないから
- 9)国内では同じ材料のものが扱えないため。
- 10)グローバル化で避けられないものであるから、国民の健康、国の義務としてきちんとした基準を設定すべき
- 11)海外でも、有資格者は十分満足できる製品を作れると思います。医療上問題がなければ利用してみようと思います
- 12)現在も利用している。
- 13)日本では取り扱っていないものであったり、患者さんの要求に沿うものであれば取り扱いも考えたい。



- 14)スペシャリストな技工士に、どうしても必要な場合は、海外技工もありえると思う。技工の世界は、ヨーロッパが少し進んでいる感じがする
- 15)日本人には真似出来ない程、中国の職人の方は頭脳明晰で勤勉。

## 8、対策・規制

- 1)法の規定は必要。
- 2)国民に問題点を知らせ、国に規制を求めるべき
- 3)きちんと法律を整備し、実態を調査して、利用できるようにすべき
- 4)アメリカでのなまりの問題等が生じた時点で、今後は海外技工は製品(技巧物)の検査をするようにしたらどうだ
- 5)安全性を確保されるよう、法整備を行うべき。
- 6)国内との整合性が必要。
- 7)安全性の面で一定の基準が必要
- 8)歯科技工士法と矛盾しないのか
- 9)厚労省は他国までは制限できないと思うので、国内の○○をしっかりと把握する必要がある。
- 10)厚労省がもっとはっきりと名記し(?)条件を厳しくするべき。
- 11)現在利用している技工所が内緒で海外に丸投げ・下請けを勝手にしないよう気をつけたい
- 12)技工物の材料についても安易な輸入はみなおされるべきである。
- 13)地産地消
- 14)施設基準、安全性 国内と同レベルの資格基準が必要であり、
- 15)海外技工については、法規制により、厳格に対応すべきである。
- 16)政府は海外技工物についてのしっかりとした意見対策をとってほしい。かつてな事ばかりしてええかげんにしてほしい
- 17)グローバル化で避けられないものであるから、国民の健康、国の義務としてきちんとした基準を設定すべき
- 18)金属の安全性については調査する必要があると思われます。歯科医師が金属をわたしているなら安全だとは思いますが。
- 19)国の責任のもとで行うべきものとするから
- 20)基本的な法整備ができていないと堪じる
- 21)厚労省に強く言うべき。患者の健康を何だと思っているのか
- 22)安い労働コストで技工士が離職してくれば当然必要となるがチェックの重要性は必要
- 23)国民に問題点を知らせ、国に規制を求めるべき
- 24)厚労省が積極的に安全基準を定め、管理する独自の機関を作るべきである。米国のFDAなど
- 25)海外技工所の施設基準を明確にする必要がある。
- 26)人体に関わる物の全て医薬品として基準等と同等の扱いにして欲しい。
- 27)容認できない。規制すべきである。
- 28)他国の手助けを借りる必要はない。
- 29)いかに追い詰められようとも、安ければ何でも良いというものではない。
- 30)信頼を一気に失う。

※規制には反対

- 1) 歯科医師の判断で行うことなので規制は不要。
- 2) 自己責任(この扱いでよい)
- 3) 歯科医師の自由裁量である。この話を含め、歯科医師の自由裁量の範囲が年々狭くなっているのは危機的と考える(保険による締めつけが厳しすぎる)
- 4) 厚労省の権限は少ないほどよいから。
- 5) 厚労省が決めたことなら文句は言えない。
- 6) 治療のすべてに対して歯科医師が責任を担うべきである。安易な法規制(多重制約)がこの原則をむしろ軽視する方向に進むことを恐れる。
- 7) 本来、歯科医師の倫理観の問題であり、法で規制するものではない
- 8) 歯科医療行為の一部なのだから歯科医師の責任で扱うのは当然。利用する・しないと考えれば、歯科医師の判断ですればよいこと。
- 9) 医療機関に関しては何でも基準だらけにして、労務的な失業対策まがいの事をしながら、片方で野放しにするなら、技工士の国家資格はいらない。

## 海外技工物についての緊急調査

中国製食品・玩具・歯ブラシなどの安全性が国内外で問題になっておりますが、歯科医療の分野でも安価であることを売り物にした海外技工物が広がっています

この海外技工物に関しては、製作場所の施設基準・作成者の資格・使用材料・金属等も明確にされないまま生体に直接装着され、安全性の面から大きな問題があるものと思われまます。

これに対し厚労省は「海外技工物は雑貨扱い」とし、H17年通達では「歯科医師の責任で行うこと」として法律上の制約も行政上のチェックもないままに海外技工物を事実上容認しています。

今回、保団連歯科では海外技工物の実態を把握し、問題点の把握と対策を早急に立てるために海外技工物の緊急調査を行うことになりました

この結果はマスコミ等へ公表しながら、保団連で改善項目を取りまとめ、厚労省など関係諸機関、諸団体に向けて要請していく予定ですので、お忙しい中恐縮ですがよろしくご協力お願いいたします

※集計結果は速やかにお知らせいたしますが、この調査による個別情報を公にすることはありません

※各医療機関が行っている対応の是非を問うものではありませんのでご了解ください

|        |           |      |         |
|--------|-----------|------|---------|
| 医療機関名  |           | 所在地  |         |
| 技工士の有無 | あり ( 名 なし | 院外技工 | 全館・部・なし |

| 質 問   | 回 答   |
|---|---|
| 1 海外技工物の案内やチラシを見たことがありますか<br>※「あり」とお答えの方にお聞きます<br>1) いつごろですか?<br>2) どのような技工物でしたか<br>3) 委託先の国はどこですか  | (あり・なし)<br>( 年頃)<br>(保険・自費)(義歯・冠・矯正・インプラント関係・その他( )<br>(中国・東南アジア( )欧米( )その他( )                    |
| 2 海外技工物が下請けされているケースをご存知ですか<br>※「知っている」とお答えの方にお聞きます<br>1) いつごろですか?<br>2) どのようなケースですか   | (知っている・知らない)<br>( 年頃)<br>(技工所が出している・情報として知っている・その他( )   |
| 3 これまで海外に技工物を依頼したことがありますか<br>※「あり」とお答えの方にお聞きます<br>1) いつごろですか?<br>2) 技工物の種類<br>3) 海外技工物を依頼した理由は何ですか<br>4) 以下の情報は明記されていましたか<br>(明記されているものに○をつけてください)(国名・製作日時・技工所名・製作者名(資格名)・材料)<br>5) 技工物はどうでしたか?<br>・システムについて(発注・送付・清算(問題はなかった・問題があった(具体的に<br>・製品について(精度・安全性等) (問題はなかった・問題があった(具体的に<br>・価格について (満足・不満)<br>・その他不安や疑問に感じたことはありますか( )<br>6) 何らかの問題があった方にお聞きます (問題点を直接問いただした・仲介業者にたまたま・特に何もなかった) | (あり・なし)<br>( 年頃)<br>(保険・自費)(義歯・冠・矯正・インプラント関係・その他( )<br>(値段が安かった・他にはない製品だったから・その他( )<br>( )<br>( ) |
| 4. 海外技工物が「雑貨」扱いであることについて<br>1) 知っていましたか<br>2) 「雑貨」扱いにより医療品としての材料等の安全性は問えないことについて  | (知っている・知らなかった)<br>(納得いかない・この扱いでよい・その他( )  |
| 5. 海外技工物について厚労省はH18通達で「歯科医師の責任で扱う」としその材料・製作者の資格・技工所の施設基準は問わないという立場をとっていることについて<br>1) 知っていましたか<br>2) この扱いについて  | (知っている・知らなかった)<br>(適切・不適切・その他( )<br>(理由   |
| 6. 今後の海外技工物の利用について<br>・利用するつもり (理由<br>・条件が整えば利用する (条件は<br>・利用するつもりはない (理由   |   |
| 7. 海外技工物についてのご意見をお寄せください  |   |

アンケートにご協力ありがとうございました。  
海外技工物に関して新たな情報がありましたら右記までお知らせください

全国保険医団体連合会

## ● 海外技工物は安全か？ 問われる無責任な厚労省の姿勢 —海外技工問題の現状と対策

保団連理事 成田 博之

海外技工物がここ数年急増している事態に対して、国・厚労省は国民の安全を守る観点からの施策を全くとっておらず、国民の安全への危惧や技工士体制の崩壊など看過できない問題が顕在化しつつある。

保団連では現状の把握と、問題点を明らかにするために「海外技工物全国緊急調査」（「保団連調査」）を行い、合わせて厚労省交渉（5/26）を行った。これらの結果は、以下のようにその安全性に大きな危惧があるばかりか、日本の歯科医療体制の崩壊を加速させる危険性があることを示している。

### I 急速に広まる海外技工物

「保団連調査」結果では、平成17（2005）年9月8日付厚労省通達「「国外で作成された補てつ物等の取り扱いについて」（「平成17年通達」）以来、海外技工物の宣伝及び製作依頼が急速に増加しており、その大半は中国及び東南アジア方面のものであることが明らかになった。

同調査では実際に海外技工委託を行った歯科医院は多くはないが、技工所が下請けを出している例も少なからず見受けられ、技工の下請けについて歯科医院は関知できていないと思われる。

斡旋業者の海外技工の宣伝物では、価格が国内技工価格の半値以下であり、歯科医院の技工の外注比率が7割を超え、低い保険点数や金属材料の逆ザヤが続いていることを考えると、技工物の海外委託が更に広まる条件が広範にある。

### II 安全性の保障が全くない海外技工物

同調査では、ほとんどの歯科医師が安全性に対する危惧を表明している。また国会議員の質問に対する政府答弁では「歯科医師から歯科技工士への技工指示書は必要としない」とされている中で、同調査では製作者の資格・製作所の施設基準・材料規格は業者任せで、それらの情報開示はほとんどされていないことが明らかになった。

またわが国の海外技工委託先国の中国・東南アジア諸国は、日本に準じた技工士育成機関、技工士資格制度、技工所施設基準、金属・材料の規格等がなく、材質的にも技術的にも環境衛生的にも安全面の保障は全くない。ひとたび金属アレルギーや鉛など有害物質の混入などの問題が生じた場合の追跡調査の手立てがなく、海外委託技工物の安全性の保証は全くない。

### III 加速する日本の歯科技工体制及び歯科医療体制の崩壊

海外委託技工物は技工士資格・施設・材料が問われず、そのために、コストダウンが可能である一方で、国内技工は厳しい基準をクリアせねばならないなど、不当な競争に晒されている。

不当で不公平な海外技工物の廉売による実勢価格の低下は、政府に更なる低医療費への口実を与える。国内技工はその経済的な基盤を失い、技工士の離職や技工士学校の閉校など技工士人材の不足が一層進み、国内の歯科技工供給体制の崩壊は加速する。その結果、ますます海外技工に更に傾斜せざるをえなくなり、歯科医療崩壊が一層進みつつあるといえる。

### IV 無責任極まりない厚労省の対応とその狙い

#### ① 緩慢な実態把握姿勢の厚労省

「海外技工の実態、技工物の量・質、使用されている金属材料の種類、等は把握していない」とする

厚労省の姿勢は強い批判を浴び、厚労省は、ようやく重い腰を上げ海外補てつ物の実態調査をすることにしたが、「今後2年間かけて外部委託調査する」という緩慢な姿勢である

② 海外技工を容認しその責任を全て歯科医師に負わせる通達

海外技工物を容認しながら、その安全性の担保や、患者への情報提供など全て歯科医師に押し付ける内容の通達を平成17(2005)年9月8日に出し、その後の国会答弁では委託した歯科医が通達に背けば「罰則」とまで言及している。

③ 「雑貨」扱いで安全チェックを放棄

「海外技工物に関しては『雑貨』扱いであり『医薬品等』ではないから行政的な届け出や許可・検査等も必要でない」という姿勢に終始している

④ 歯科技工士法を無視

「歯科技工士法は国内法であり海外技工はその法的規制は受けないので、『指示書』は不要、施設基準・技工士資格も問われない」とまで国会答弁している。

⑤ 手前勝手な区分

「海外技工物は保険診療では認められないが自費診療では良い」との見解を示している。

「海外技工」においては、これまでの国内における通達・行政指導と全く相容れない見解を出し、法律をも無視する異様な厚労省の姿勢に終始している。これは単なる事なかれ主義を乗り越えて、技工実勢価格の引き下げや、海外無資格者の導入、混合診療の拡大、歯科補綴物の保険はずしなどの低医療費政策推進の思惑が背景にあると思われる

## V いくつかの注意すべき動き

① 大規模な技工所では中国に技工生産拠点を設け、国際分業体制を作りつつある。

② 「技工助手制度」を設け、国家資格でないより手軽な資格基準で、より安い労賃で技工を行わせようとする動きも歯科界で現れている。

## VI 国民の安全を守り、歯科技工国家資格を守るための緊急対策

● 国・厚労省は国民の安全を守り、技工士国家資格を遵守する姿勢と行動をとること

### 1、基本的な姿勢

① 海外技工物を薬事法対象の「医療品等」の扱いとする。

② 歯科技工士法に則した扱いとすることを明記する。

③ 国外作成補てつ物等について、自費の海外技工を認める政府答弁を撤回する。

以上のこととともに、「平成17年通達」を撤回する。

### 2、安全を守る具体的な手立てを早急に行う

① 海外技工における施設基準、技工士資格、金属・材料規格を調査し、国内技工に準じた規定を設ける。

② 有害物質の禁止措置を講じる。

③ 海外技工物のサンプリング調査を実施する。

### 3、安心して技工を行える経済的な環境を整える

歯科医療機関・歯科技工所が経営的に海外委託技工に頼らないですむよう、金属材料等の逆ザヤの解消、補綴物の診療報酬の是正など医療経営の安定的基盤を確立する。

●歯科医療機関は患者の安全を守り、国内技工体制を守るために次の手立てを早急に行うこと

1、当面、海外技工物は使わない、使わせないようにする。

現状では安全性の保証が全くなく、歯科医療機関が責任を一方的に問われかねない海外技工物は避ける。

2、指示書を明確に出す。

国内外問わず、歯科技工士法に準拠して指示書には技工所名・補綴種類・金属材料名（出来れば製品名）を記載し必ず出す。

3、無資格な技工所は使わない（海外下請け技工に出させない）。

①技工所納品書に使用金属種類（製品名）及び量、製作技工士名を記載させる。

②製作者技工士資格・技工所施設基準の確認・使用材料名や規格の確認をさせる。

●歯科技工所は患者の安全と国家資格を守るために次の手立てをとること。

1、当面海外技工は使わない。

現状では安全性の保証も法的な裏づけもなく、技工所の責任問題も生じかねない海外技工下請けは出さない。

●今後の先進的な歯科技術の導入に関してのルール作りを検討すること。

1、海外技工に係わる法的検討。

2、海外技工の取り扱い業者・技工所等の基準と許認可。

3、海外技工物に使用する金属・材料の国際規格の検討（禁止する有害物資の指定も含めて）。

4、海外技工物の総合的な検査体制の確立。

最後に、「海外技工」問題に対して日本歯科医師会や日本歯科技工士会の動きが見られないが、「海外技工」問題での積極的対応が望まれる。

（「全国保険医新聞」2008年8月25日号（9面）再掲）



別 添

歯科医業の検査等の実施等のために行われる歯科医業は、患者に適切な説明をした上で、歯科医師の  
 判断に基づく高価かつ専門的な判断により適切に実施されること為原則である。  
 歯科医師がその歯科医学的判斷及び技術によりどのような歯科医業を行おうかについては、  
 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の4及び第1条の4に基づき、患者の意思や心身の状態、  
 現在行われている歯科医学的知見等も踏まえつつ、師との事前相談に即して適切に判断されるべき  
 ものであるが、国外で作成された補てつ物等が病院又は診療所の歯科医師が輸入し、患者に供  
 する場合は、患者に於て特に以下の点についての十分な情報提供を行い、患者の理解と同意  
 を得るとともに、品質かつ適切な歯科医業を行うよう努めること。

平成17年9月8日  
 医務出発第0908001号

各都道府県厚生主官部（局）長



厚生労働省医政局歯科医業課

- 1) 当該補てつ物等の設計
- 2) 当該補てつ物等の作成方法
- 3) 使用材料（原材料等）
- 4) 使用材料の安全性に関する情報
- 5) 当該補てつ物等の科学的知見に基づく有効性及び安全性に關する情報
- 6) 当該補てつ物等の国内での使用経緯等
- 7) その他、患者に対し必要な情報

国外で作成された補てつ物等の取扱いについて

歯科医業の用に於ける補てつ物等については、通常、患者を直接診療している病院又は診療  
 所内において歯科医師又は歯科技工士（以下「製作者」という。）が作成するか、病院又は診  
 療所の歯科医師から委託を受けた歯科技工士において、歯科医師から交付された指示書に基づ  
 き製作者が作成しているところであり、厚生労働省では、「歯科技工士の構造製造設備及び造  
 材技工士における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針について」（平成17年8月18日付  
 付医政発第0318003号厚生労働省医政局発通知）において、歯科技工士として選定すべき事  
 業と示し、歯科補てつ物等の質の確保に取組んでいるところであります。  
 しかしながら、近年、インターネットの普及等に伴い、国外で作成された補てつ物等を病院  
 又は診療所の歯科医師が輸入（輸入手続きは歯科医師自らが行う場合と輸入代行業者に委  
 託する場合がある。）し、患者に供する事例が散見されています。  
 歯科技工士については、患者を治療する歯科医師の責任の下、安全性等に十分配慮したうえで  
 実施されるものです。国外で作成された補てつ物等については、使用されている歯科材料の  
 性状等が必ずしも明確でなく、また、我が国の製作者による作成ではないことが考えられる  
 ことから、補てつ物等の品質の確保の観点から、別添のような取扱いとしますので、よろし  
 く御了解いただきます。

別添2-3 厚生労働省通知「国外で作成された補てつ物等の取扱いについて」